

平成30年度
(2018年度)

学生便覧



広島大学

広島大学医学部

『学生便覧』について

1. この『履修の手引』は、医学部平成30年度入学生を対象とする大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. 「Ⅰ 教育課程」では、前半部に医学部の教育科目履修基準（教養教育及び専門教育）等を記載し、後半部に、主として、全学部に共通した教育プログラム及び教養教育に関する内容が記載してあります。
3. 「Ⅱ 教務・学生生活関係」では、学生生活における注意事項が記載してあります。
4. 「Ⅲ 諸規則」では、学部生に必要な大学の規則等を記載してあります。
5. 平成30年度入学生は、卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければならないので、紛失しないよう大切に扱ってください。
6. 平成30年度入学生は、この『学生便覧』と『もみじ（広島大学学生情報システム）』で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した『講義概要（シラバス）』を活用して、遺漏なく各自の履修計画を立ててください。



(前年度の絵をいれる)

注 意

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「もみじ」電子掲示板により行いますので、1日1度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてください。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項につきましても同様に掲示します。「もみじ」及び掲示を確認しなかったために、思いもかけない不利益を被る場合があるので、注意してください。(教養 P17)

1. 履修登録期間の掲示
2. 新入生（4月入学）・編入生に対する掲示→4月末まで
3. 「もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

広島大学歌

一
光あり
遠き山なみ 輝きて
新たなる日は ひらけたり
ああわれら
はてなき空に かたちなす
真をぞ きはめん望みなり

二
流あり
古き歴史は 七筋に
わかれてとはに 伝へたり
ああわれら
移らふ時に かはらざる
善きをこそ 努めん集いなり

三
緑あり
つよき不死の樹 廣がりて
葉末は風に そよぎたり
ああわれら
明るき道に 影しるす
美しきもの 求めん願ひなり

広島大学医学部学生歌

一
東海の孤島にわれら
生を享く
ひたすらに
生命の神秘けふも究むる
青春の日の希望抱きて

二
ギリシヤの歴史は遠し
いまもなほ
尊きは
人の生命ぞわれら護らむ
アスクレピオスの神前に悔なく

三
人の世の栄誉は虚し
みはるかす
天と地を
貫く線に立ちて歩まむ
永遠に変わらぬ
真理求めて

総 目 次

広島大学学期区分、授業時間割

医学部 学部教育の理念と目標

I 教育課程

1 教育科目履修基準について

- ・教養教育科目・専門教育科目・養護教諭一種免許取得に必要な履修科目(保健学科看護学専攻)
履修基準表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・課程 1
- ・医学科進級判定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・課程11
- ・広島大学既修得単位等の認定に関する細則の広島大学医学部における
取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・課程12
- ・外国語技能検定試験等による単位認定の取り扱いについて・・・・・・・・・・課程13
- ・外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定に関する申合せ・・・・・・・・課程14
- ・成績評価に対する異議申立制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・課程15
- ・学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準(保健学科各専攻)・・・・・・・・課程17

2 到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について・・・・・・・・・・ハイプロ 1

3 教養教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教養 1

II 教務・学生生活関係

1 諸手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・手続等 1

※「事件・事故発生時の対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・手続等 3

2 「賞罰」及び「除籍」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・手続等 5

3 学生生活注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・手続等 6

4 国家試験について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・手続等 8

5 保健管理センターについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・手続等 9

III 諸規則

1 広島大学学則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 2

2 広島大学通則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 5

3 広島大学大学院規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則17

4 広島大学医学部細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則26

5 広島大学学生交流規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則28

6 広島大学学位規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則31

7 広島大学授業料等免除及び猶予規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則34

8 広島大学既修得単位等の認定に関する細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則36

9 広島大学転学部の取扱いに関する細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則37

10 広島大学科目等履修生規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則38

11	広島大学学生表彰規則	規則40
	※広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ	規則41
12	広島大学学生表彰基準	規則42
13	広島大学学生懲戒規則	規則43
14	広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則	規則46
15	広島大学学生生活に関する規則	規則47
16	広島大学学生証取扱細則	規則48
17	広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則49
18	広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則50
19	身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	規則51
20	社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則53
21	期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則55
22	広島大学研究生規則	規則55
	※広島大学研究生規則医学部取扱内規	規則57
23	広島大学外国人研究生規則	規則57
24	広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則59
25	広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則	規則64
26	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則68
27	広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則70
28	広島大学大学院共通授業課目に関する細則	規則71
29	学業に関する評価の取扱いについて	規則73
30	気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における 授業等の取扱いについて	規則74
31	広島大学霞地区体育館使用細則	規則75
32	広島大学医学部自治会会則	規則76
	広島大学医学部自治会細則	規則78
	広島大学医学部自治会運動部および文化部細則	規則79

IV 職員・配置図

1	組織及び職員	その他 1
2	霞地区建物配置図（掲示板）	その他 4

広島大学学期区分

期	区 分	期 間
前 期	春 季 休 業	4 月 2 日 ~ 4 月 8 日
	授 業 期 間	4 月 9 日 ~ 8 月 8 日
	夏 季 休 業	8 月 9 日 ~ 10 月 1 日
後 期	授 業 期 間	10 月 2 日 ~ 12 月 25 日
	創 立 記 念 日	11 月 5 日
	冬 季 休 業	12 月 26 日 ~ 1 月 6 日
	授 業 期 間	1 月 7 日 ~ 2 月 13 日
	学 年 末 休 業	2 月 14 日 ~ 3 月 31 日

(注)学期区分は、広島大学通則に基づく期間であり、授業スケジュールとは異なる場合があります。

授 業 時 間 割

昼間授業時間(全学共通)

時 限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
時 刻	8 : 45		10 : 30		12 : 50		14 : 35		16 : 20	
	}		}		}		}		}	
	10 : 15		12 : 00		14 : 20		16 : 05		17 : 50	

昼間授業時間(医学科専門科目※2年次以降)

時 限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
時 刻	8 : 40	9 : 30	10 : 25	11 : 15	12 : 50	13 : 40	14 : 35	15 : 25	16 : 20	17 : 10
	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
	9 : 25	10 : 15	11 : 10	12 : 00	13 : 35	14 : 25	15 : 20	16 : 10	17 : 05	17 : 55

夜間授業時間

時 限	1	2	3	4
時 刻	18 : 00		19 : 40	
	}		}	
	19 : 30		21 : 10	

医学部 学部教育の理念とディプロマ・ポリシー

医学部の学部教育においては、医学・医療、保健、福祉の実践者にふさわしい豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、専門職となるための基礎的知識、技能、態度を修得し、さらには科学的思考力と創造性に富む人材を育成することを共通の理念とする。

この理念に基づいた各学科の目標は次のとおりである。

1. 医学科の目標

- (1) 医師としての基本的診察能力を身につける。
- (2) 医学・医療における事象を適切に分析・評価し問題点を解決する能力を身につける。
- (3) 全人的医療の実践のために医師としてとるべき態度を身につける。
- (4) 医学・医療の基礎的及び応用的な研究の発展に寄与できる柔軟な発想と創造性を養う。
- (5) 医療に関わる行政制度や社会保障・医療経済の仕組み及び医療に関わる法制度を知り、これらに適切に対処する能力を身につける。
- (6) 医学・医療の国際化・情報化に対応して、外国語の運用能力と情報処理能力を身につける。
- (7) 医学以外の幅広い多様な学問に触れ、多様な文化や価値観を学ぶ。
- (8) 患者やその家族、あるいは同僚と良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力を身につけ、チームの一員として協調性を重んじ、リーダーシップをとれる能力を涵養する。
- (9) 生涯にわたって学習する習慣を養う。

2. 保健学科の目標

- (1) 多様な健康関連職種の一員として他の職種と相互協力のもとに人類の健康と福祉に寄与する看護師・保健師・助産師・養護教諭、理学療法士、あるいは作業療法士として必要な幅広く、調和のとれた教養と態度を身につける。
- (2) 社会の国際化や情報化に適応できる国語や外国語の運用能力、情報処理関連能力を身につける。
- (3) 看護学、理学療法学、作業療法学の基礎となる自然科学、人文科学、社会科学に関する基本原理を理解する。さらに、関連・隣接領域に対する関心を培い、学際性の重要性を認識する。
- (4) 看護、理学療法、あるいは作業療法における事象を適切に評価し、問題の構造を見極め、それぞれの職種の独自性が発揮された適切な対応方法を決め、それを実施する基本的な能力を身につける
- (5) 健康関連職種として関わる社会の仕組みや社会制度を知り、これらに適切に対処できる基本的な能力を身につける。
- (6) 各専門職の歴史と現状と使命を理解し、将来的展望を考えることを学ぶ。

I 教育課程

- 1 教育科目履修基準について
 - ・教養教育科目・専門教育科目・養護教諭一種免許取得に必要な履修科目(保健学科看護学専攻)
履修基準表・・課程 1
 - ・医学科進級判定基準・・課程11
 - ・医学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について・・・・・・・・・・・・・・・・・・課程12
 - ・広島大学既修得単位等の認定に関する細則の広島大学医学部における取り扱いについて・・・課程13
 - ・外国語技能検定試験等による単位認定の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・課程13
 - ・外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定に関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・課程14
 - ・成績評価に対する異議申立制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・課程15
 - ・学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準（保健学科各専攻）・・・・・・・・・・・・課程17

- 2 到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ハイプロ 1

- 3 教養教育について・・教養 1

1 教育科目履修基準について



教養教育科目履修基準表

医学部医学科

区分	科目区分	要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)											
						1年次		2年次		3年次		4年次					
						前	後	前	後	前	後	前	後				
	平和科目	2		2	選択必修			○									
教養教育科目	基礎教育科目 大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○											
	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○											
	領域科目	8	人文社会科学系科目群から2科目4単位以上 自然科学系科目群から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	○	○										
	共通科目	外国語科目 英語(注2)	コミュニケーション演習	コミュニケーション演習 I	1	必修	○										
				コミュニケーション演習 II	1			○									
			コミュニケーション I	コミュニケーション I A	1	必修	○										
				コミュニケーション I B	1		○										
			コミュニケーション II	コミュニケーション II A	1	必修		○									
				コミュニケーション II B	1			○									
			初修外国語 (ドイツ語, フランス語のうちから1言語選択)	ベーシック外国語 I から 2 科目	1	選択必修	○										
				ベーシック外国語 II から 2 科目	1			○									
			情報科目(注3)	情報活用基礎	2	選択必修	○										
				情報活用演習	2			○									
	健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○										
	基盤科目(注5)	6	細胞科学	2	必修	○											
医療従事者のための心理学(注4)			2			○											
人間理解のための人体解剖学 I			1			○											
人間理解のための人体解剖学 II			1			○											
2		初修物理学	2	選択必修(注6)	○												
		初修生物学	2		○												
2		統計学	2	選択必修		○											
	基礎微分積分学	2	○														
上記2科目から1科目																	
教養教育科目計		38															

注1: ○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細は、学生便覧に掲載の教養教育の英語に関する項を参照のこと。

注3: 1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4: 「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注5: 履修基準表で指定されていない基盤科目の単位を修得した場合、又は履修基準表で指定された基盤科目の選択必修科目のうち2単位を超えて修得した場合は、2単位まで領域科目を履修したものとみなす。

注6: 「初修物理学」、「初修生物学」から、履修すべき初修科目を医学科において指定する。指定された科目以外の初修科目を修得しても卒業に必要な単位にはならない。

専門教育科目履修基準表

医学部医学科

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修指定	履修年次															
						1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次					
						前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後				
専門教育科目	専門関連科目	18	医療者プロフェッショナリズム	2	必修	2															
			医学研究序論	2		2															
			生命・医療倫理学	2							2										
			医療行動学	2			2														
			専門教養・国際協力論	2			2														
			コミュニケーション学	2			2														
			放射線生物学・放射線健康リスク科学	2				2													
			人類遺伝学	2				2													
	医学英語	1				1															
	専門関連科目計			17		4	6	4		1		2									
	専門科目（必修）	194	必修	脳神経医学Ⅰ	2		2														
				人体構造学	7			7													
				脳神経医学Ⅱ	4			4													
				組織細胞機能学	10				10												
				生体反応学	12				12												
				病因病態学	5				5												
				器官・システム病態制御学Ⅰ	12					12											
				器官・システム病態制御学Ⅱ	15						15										
				脳神経医学Ⅲ	5					5											
全身性疾患制御学				12						12											
臨床病理学				2							2										
社会医学				11							11										
医学研究実習				10								10									
症候診断治療学				9									9								
臨床実習入門プログラム				4										4							
臨床実習Ⅰ				40											40						
臨床実習Ⅱ	30													30							
専門科目（必修）計			190		2		38		57		23			70							
科選択	0	先端基盤医学方法論	1	選択						1											
専門教育科目計			208																		

卒業要件	単位数
教養教育科目	38
専門教育科目	207
専門関連科目	17
専門科目（必修）	190
合計	245



教養教育科目履修基準表

医学部保健学科看護学専攻

区分	科目区分	要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)															
						1年次		2年次		3年次		4年次									
						前	後	前	後	前	後	前	後								
教養教育科目	平和科目	2		2	選択必修			○													
	基礎科目 大学教育科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○														
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○														
	共通科目	領域科目	8	人文社会科学系科目群から2科目4単位以上 自然科学系科目群から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	○	○													
		外国語科目	英語(注2)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎 I	1	必修	○												
					2	コミュニケーション基礎 II	1			○											
				コミュニケーション I	2	コミュニケーション I A	1	必修	○												
					2	コミュニケーション I B	1			○											
				コミュニケーション II	2	コミュニケーション II A	1	必修		○											
					2	コミュニケーション II B	1			○											
				コミュニケーション III	2	コミュニケーション III A	1	選択必修			○	○									
					2	コミュニケーション III B	1					○	○								
					2	コミュニケーション III C	1					○	○								
						上記3科目のうちから2科目															
		初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語, のうちから1言語選択)	(0)	ベーシック外国語 I から2科目		1	自由選択	○													
				ベーシック外国語 II から2科目		1			○												
	情報科目(注3)	2	情報活用基礎		2	選択必修	○														
			情報活用演習		2			○													
健康スポーツ科目	(0)			1又は2	自由選択	○	○														
社会連携科目	(0)			1又は2	自由選択	○	○														
基盤科目	2	医療従事者のための心理学(注4)		2	必修		○														
	2	統計学		2	選択必修		○														
		ヘルスサイエンスのための基盤数学		2			○														
	(0)	初修物理学		2	(注5)	○															
(0)	初修生物学		2	(注5)	○																
計	必修・選択必修科目小計	28																			
	自由選択科目小計	12	(注6)																		
	教養教育科目合計	40																			

注1: ○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により開設期が異なる場合があるので、学生便覧の教養教育開設授業科目一覧で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習 I」、「オンライン英語演習 II」、「オンライン英語演習 III」:各1単位(同一科目を重複して単位を修得することは不可)の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(8単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細は、学生便覧に掲載の教養教育の英語に関する項を参照のこと。

注3: 1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得出来なかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4: 「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することが可能である。

注5: 「初修物理学」、「初修生物学」の単位を修得すべき者は、保健学科において指定する。ただし、卒業要件単位には含まない。

注6: 自由選択科目は、要修得単位数を超えて修得した領域科目、初修外国語、健康スポーツ科目及び履修基準表で指定されていない基盤科目、社会連携科目の中から合計12単位以上を修得すること。

(注) 養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、領域科目の「日本国憲法」2単位、及び健康スポーツ科目から2単位を修得すること。

医学部保健学科看護学専攻

区分	科目区分	授業科目	単位数	履修指定	履修年次								
					1年次		2年次		3年次		4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
		保健政策論	2	選択						2			
		環境生態学演習	1	選択			1						
		公衆衛生看護学Ⅰ	2	選択					2				
		公衆衛生看護学Ⅱ	2	選択					2				
専門教育	専門科目	公衆衛生看護管理	2	選択									2
		公衆衛生看護実習	3	選択							3		
		助産学概論	2	選択					2				
		母子看護論	2	選択					2				
		助産診断学	4	選択						4			
		助産技術学	2	選択							2		
		助産疾病論	2	選択							2		
		助産方法論	2	選択							2		
		地域母子保健	1	選択							1		
		助産管理学	2	選択							2		
		助産学実習	11	選択									11
		学校保健概論	1	選択			1						
		学校保健演習	2	選択							2		
		専門基礎科目 開設単位数 必修：16単位			選択：9単位	要履修単位数 必修：16単位							
専門科目 開設単位数 必修：78単位			選択：48単位	要履修単位数 必修：78単位									
専門教育科目計			94										
卒業要件単位数			134										

注1: 実習科目の履修は、所定の授業科目の単位を取得していない場合、許可されないことがある。

注2: 保健師国家試験を受けようとする者は、専門基礎科目及び専門科目に掲げる必修科目のほか、次の選択科目を全て履修しなければならない。保健情報学演習、保健政策論、環境生態学演習、公衆衛生看護学Ⅰ、公衆衛生看護学Ⅱ、公衆衛生看護管理、公衆衛生看護実習。

注3: 助産師国家試験を受けようとする者は、専門基礎科目及び専門科目に掲げる必修科目のほか、次の選択科目を全て履修しなければならない。助産学概論、助産診断学、母子看護論、助産技術学、助産疾病論、助産方法論、地域母子保健、助産管理学、助産学実習。

注4: 養護教諭の免許状を取得しようとする者は、課程10「養護教諭免許取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）」を参照のこと。

保健師国家試験受験資格取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）

区分	科目区分	授業科目	単位数	履修指定	履修年次								
					1年次		2年次		3年次		4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
専門教育	専門科目	保健情報学演習	1	選択					1				
		保健政策論	2	選択						2			
		環境生態学演習	1	選択			1						
		公衆衛生看護学Ⅰ	2	選択					2				
		公衆衛生看護学Ⅱ	2	選択					2				
		公衆衛生看護管理	2	選択									2
		公衆衛生看護実習	3	選択							3		

注 保健学科看護学専攻学生で、保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、教育課程に掲げた履修基準（教養教育科目、専門教育科目）の必修科目を含めて、上記科目を必ず履修しなければならない。

助産師国家試験受験資格取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）

区分	科目区分	授業科目	単位数	履修指定	履修年次								
					1年次		2年次		3年次		4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
専門教育	専門科目	助産学概論	2	選択					2				
		母子看護論	2	選択					2				
		助産診断学	4	選択						4			
		助産技術学	2	選択							2		
		助産疾病論	2	選択							2		
		助産方法論	2	選択							2		
		地域母子保健	1	選択							1		
		助産管理学	2	選択							2		
		助産学実習	11	選択									11

注 保健学科看護学専攻学生で、助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、教育課程に掲げた履修基準（教養教育科目、専門教育科目）の必修科目を含めて、上記科目を必ず履修しなければならない。

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）

科目区分		授業科目	単位数	必要 単位数	履修セメスター	開講キャンパス
教養 教育 科目	外国語科目(英語)	コミュニケーションⅡA	1	1	2セメ	東千田
		コミュニケーションⅡB	1	1		
	情報科目	情報活用基礎 (又は情報活用演習)	2	2	1セメ (2セメ)	東千田 (東広島)
	領域科目	日本国憲法	2	2	1又は2セメ	東千田又は東広島
	健康スポーツ科目		2	2	1又は2セメ	東千田又は東広島
専門 教育 科目	教職に関する 専門科目	教職入門	2	2	3・4又は5・6セメ	奇数年は霞, 偶数年は東千田
		教育の思想と原理	2	2		奇数年は霞, 偶数年は東千田
		児童・青年期発達論	2	2		奇数年は東千田, 偶数年は霞
		教育と社会・制度	2	2		奇数年は東千田, 偶数年は霞
		教育課程論	2	2		奇数年は東千田, 偶数年は霞
		教育方法・技術論	2	2		奇数年は霞, 偶数年は東千田
		道徳教育指導法	2	2		奇数年に霞で開講
		特別活動指導法	2	2		偶数年に東千田で開講
		生徒・進路指導論	2	2		奇数年は霞, 偶数年は東千田
		教育相談	2	2		奇数年は東千田, 偶数年は霞
		養護実習	5	5		7・8セメ
	教職実践演習(注)	2	2	8セメ	霞(医学部)で開講	
	専門基礎科目	臨床薬理学	2	2	3セメ	霞(医学部)で開講
		微生物学・免疫学	2	2	3セメ	霞(医学部)で開講
	専門科目	公衆衛生看護学Ⅱ	2	2	5セメ	霞(医学部)で開講
		学校保健概論	1	1	3セメ	霞(医学部)で開講
		学校保健演習	2	2	6セメ	霞(医学部)で開講

1. 保健学科看護学専攻学生で、養護教諭一種免許単位を取得しようとする者は、教育課程に掲げた履修基準(教養教育科目、専門教育科目)の必修科目を含めて、上記科目を必ず履修しなければならない。
 2. 「教職に関する科目」については、霞キャンパスでは医学部保健学科生用の昼間集中講義で開講し、東千田キャンパスでは法学部及び経済学部夜間主コース生用の夜間集中講義で開講する。
- (注) 教職実践演習(養護教諭)(8セメスター集中授業)を履修するためには、7セメスターに養護実習の履修手続を済ませ、教職実践演習の開始までに養護実習の単位を修得又は修得見込みであること。
7セメスター終了時点で養護実習の単位が修得できておらず、8セメスターで教職実践演習と並行して養護実習を履修することとなった場合、教職実践演習の単位は、養護実習の単位が認定されることを条件として認定する。



教養教育科目履修基準表

医学部保健学科理学療法専攻

区分	科目区分	要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)															
						1年次		2年次		3年次		4年次									
						前	後	前	後	前	後	前	後								
教 養 共 通 教 育 科 目	平 和 科 目	2		2	選択必修			○													
	大 学 教 育 入 門	2	大学教育入門	2	必修	○															
	教 養 ゼ ミ	2	教養ゼミ	2	必修	○															
	領 域 科 目		2	倫理学	2	必修		○													
			6	人文社会科学系科目群から1科目2単位以上 自然科学系科目群から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	○	○													
	外 国 語 科 目	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	○													
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○												
		コミュニケーションⅠ		2	コミュニケーションⅠA	1	必修	○													
					コミュニケーションⅠB	1			○												
		コミュニケーションⅡ		2	コミュニケーションⅡA	1	必修		○												
					コミュニケーションⅡB	1			○												
		コミュニケーションⅢ		2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修			○	○										
					コミュニケーションⅢB	1				○	○										
					コミュニケーションⅢC	1					○	○									
			上記3科目のうちから2科目																		
	初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語, のうちから1言語選択)		(0)	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	自由選択	○														
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1				○												
	情 報 科 目		(0)	情報活用基礎	2	自由選択	○														
				情報活用演習	2				○												
	健 康 ス ポ ー ツ 科 目		(0)		1又は2	自由選択	○	○													
社 会 連 携 科 目		(0)		1又は2	自由選択	○	○														
基 盤 科 目		4	医療従事者のための心理学(注3)	2	必修		○														
			統計学	2				○													
	0	初修物理学	2	(注4)	○																
	0	初修生物学	2	(注4)	○																
0	ヘルスサイエンスのための基盤数学	2	(注4)	○																	
計	必修・選択必修科目小計	26																			
	自由選択科目小計	14	(注5)																		
	教養教育科目合計	40																			

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により開設期が異なる場合があるので、学生便覧の教養教育開設授業科目一覧で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ」、「オンライン英語演習Ⅱ」、「オンライン英語演習Ⅲ」：各1単位（同一科目を重複して単位を修得することは不可）の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位（8単位）に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細は、学生便覧に掲載の教養教育の英語に関する項を参照のこと。

注3：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な領域科目の単位（2単位）に算入することが可能である。

注4：「初修物理学」、「初修生物学」、「ヘルスサイエンスのための基盤数学」の単位を修得すべき者は、保健学科において指定する。ただし、これらの単位は卒業要件単位には含まない。

注5：自由選択科目は、要修得単位数を超えて修得した領域科目、初修外国語、情報科目、健康スポーツ科目及び履修基準表で指定されていない基盤科目、社会連携科目の中から合計14単位以上を修得すること。

教養教育科目履修基準表

医学部保健学科作業療法学専攻

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)										
						1年次		2年次		3年次		4年次				
						前	後	前	後	前	後	前	後			
教養教育科目	平和科目	2		2	選択必修			○								
	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○										
		2	教養ゼミ	2	必修	○										
	領域科目	8	人文社会科学系科目群から2科目4単位以上 自然科学系科目群から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	○	○									
	外国語	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	○									
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○								
		コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	○									
				コミュニケーションⅠB	1			○								
		コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		○								
				コミュニケーションⅡB	1			○								
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修			○	○						
				コミュニケーションⅢB	1				○	○						
				コミュニケーションⅢC	1				○	○						
		上記3科目のうちから2科目														
	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、中国語のうちから1言語選択)	(0)	ベーシック外国語Ⅰ	1	自由選択	○										
ベーシック外国語Ⅱ			1			○										
情報科目	(0)	情報活用基礎	2	自由選択	○											
		情報活用演習	2			○										
健康スポーツ科目	(0)		1又は2	自由選択	○	○										
社会連携科目	(0)		1又は2	自由選択	○	○										
基盤科目	4	医療従事者のための心理学(注3)	2	必修		○										
		統計学	2			○										
	0	初修物理学	2	(注4)	○											
	0	初修生物学	2	(注4)	○											
	0	ヘルスサイエンスのための基盤数	2	(注4)	○											
必修・選択必修科目小計	26															
自由選択科目小計	14	(注5)														
教養教育科目合計	40															

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ」、「オンライン英語演習Ⅱ」、「オンライン英語演習Ⅲ」：各1単位(同一科目を重複して単位を修得することは不可)の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(8単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細は、学生便覧に掲載の教養教育の英語に関する項を参照のこと。

注3：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な領域科目の単位(2単位)に算入することが可能である。

注4：「初修物理学」、「初修生物学」、「ヘルスサイエンスのための基盤数学」の単位を修得すべき者は、保健学科において指定する。ただし、卒業要件単位には含まない。

注5：自由選択科目は、要修得単位数を超えて修得した領域科目、初修外国語、情報科目、健康スポーツ科目及び履修基準表で指定されていない基盤科目、社会連携科目の中から合計14単位以上を修得すること。

専門教育科目履修基準表

医学部保健学科作業療法学専攻

○数字は必修科目

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修指定	履修年次									
						1年次		2年次		3年次		4年次			
						前	後	前	後	前	後	前	後		
専 門 基 礎 科 目	28		人体構造学Ⅰ	2	必修		②								
			人体構造学Ⅱ	2	必修			②							
			人体構造学実習Ⅰ	1	必修			①							
			人体構造学実習Ⅱ	1	必修			①							
			生理機能学Ⅰ	1	必修		①								
			生理機能学Ⅱ	1	必修			①							
			生理機能学特論	1	必修			①							
			生理機能学実習	1	必修				①						
			運動学	1	必修					①					
			運動学実習	1	必修					①					
			人間発達学	1	必修	①									
			生理学的心理学	1	選択										1
			病理学	2	必修					②					
			リハビリテーション内科学Ⅰ	1	必修					①					
			リハビリテーション内科学Ⅱ	1	選択						1				
			内部障害リハビリテーション学	1	必修							①			
			リハビリテーション整形外科学総論	1	必修					①					
			リハビリテーション整形外科学各論	1	必修						①				
			リハビリテーション神経内科学	2	必修					②					
			リハビリテーション精神医学総論	1	必修						①				
			リハビリテーション精神医学各論	1	必修							①			
			精神障害学特論	1	必修							①			
			発達障害リハビリテーション学	1	必修					①					
			老年期障害学	1	選択						1				
			救急法及び感染予防	1	必修							①			
			リハビリテーション概論	1	必修		①								
			保健政策論	1	選択必修								1		
			社会福祉学	1	選択必修						1				
			保健英語	1	選択					1					
			応用統計学	1	選択							1			
			Introduction to Epidemiology and Population Sciences	2	選択						2				
			Global Health and Current Public Health Issues	2	選択							2			
			作業療法学概論	2	必修	②									
			職業倫理・職場管理学	1	必修										①
			作業技術学演習	2	必修					②					
			作業技術学実習	1	必修						①				
			作業療法基礎評価学	2	必修					②					
			作業学総論	1	必修		①								
			作業療法学理論	1	必修						①				
			日常生活活動評価学	1	必修							①			
			在宅日常生活活動学演習	1	必修								①		
			余暇関連活動学演習	1	必修								①		
			仕事関連活動学演習	1	必修								①		
			地域作業療法学	2	必修								②		
			地域作業療法学演習	1	選択必修								1		
国際作業療法学	1	選択必修								1					
身体障害作業療法学演習Ⅰ(評価法演習)	1	必修							①						
身体障害作業療法学実習Ⅰ(評価法実習)	1	必修							①						
身体障害作業療法学演習Ⅱ(治療法演習)	1	必修								①					
身体障害作業療法学実習Ⅱ(治療法実習)	1	必修								①					
身体障害作業療法学実習Ⅲ(上肢機能介入法実習)	1	必修							①						
老年期障害作業療法学	1	必修							①						
老年期障害作業療法学演習	1	必修								①					
高次脳機能障害作業療法学	1	必修						①							
高次脳機能障害作業療法学演習	1	必修								①					
精神障害作業療法学	1	必修						①							
精神障害作業療法評価学	1	必修							①						
精神障害作業療法学演習Ⅰ	1	必修							①						
精神障害作業療法学演習Ⅱ	1	必修								①					
発達障害作業療法学	1	必修						①							
発達障害作業療法学演習Ⅰ	1	必修							①						
発達障害作業療法学演習Ⅱ	1	必修								①					
作業療法学研究法	2	必修								②					
応用作業療法学研究法	1	選択必修								1					
卒業研究	4	必修										④			
基礎臨床実習Ⅰ	2	必修						②							
基礎臨床実習Ⅱ	2	必修								②					
基礎臨床実習Ⅲ	2	必修								②					
総合臨床実習Ⅰ	9	必修										⑨			
総合臨床実習Ⅱ	9	必修										⑨			
専門基礎科目	開設単位数	必修:27単位	選択必修:2単位	選択:9単位	要履修単位数	必修:27単位	選択必修:1単位								
専門科目	開設単位数	必修:62単位	選択必修:3単位			要履修単位数	必修:62単位	選択必修:1単位							
専門教育科目計				91											
卒業要件単位数				131											

注 実習および演習科目の履修は、所定の授業科目の単位を取得していない場合、許可されないことがある。(シラバス参照)
 注 選択必修科目は、「専門基礎科目」から1単位以上を、「専門科目」からは作業療法学専攻において指定する科目1単位を修得すること。
 注 選択科目については、作業療法学専攻において指定する科目を履修することが望ましい。

<医学科進級判定基準>

<平成 30 年 3 月 19 日 医学科会議承認>

医学科の学生が、各年次に進級するときは下記の基準を基に判定します。

1. 2年次の授業科目を履修するためには、1年次に履修すべきすべての専門関連科目（医療者プロフェッショナルリズム、医学研究序論、医療行動学、専門教養・国際協力論、コミュニケーション学）および専門科目（脳神経医学 I）の単位を修得していることを必要とする。
2. 1年次で領域科目、健康スポーツ科目の10単位のうちの1科目2単位、英語科目（コミュニケーション I, II, コミュニケーション演習 I, II）6単位のうちの1単位、初修外国語4単位のうちの1単位のうち計3単位までの未修得者は2年次の授業科目の履修を認める。
3. 1年次で「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった者は、2年次の授業科目の履修を認める。
4. 上記2, 3以外の教養教育科目の単位未修得者は未修得単位を修得した年の翌年度から、2年次の授業科目の履修を認める。
5. 上記2, 3で履修を認められた者は、霞キャンパスでの2年次の授業科目の履修と並行して、東広島キャンパス又は東千田キャンパスで行われる授業科目を履修し、2年次終了時まで未修得単位を修得するものとする。
6. 2年次以降は、各学年で履修すべきすべての授業科目の単位を修得していることを進級の要件とする。
7. 2年次以降の専門教育科目の単位認定は、原則としてその科目で行われるすべての試験等に合格していることを要件とする。進級については医学科の教授会（医学科会議）で協議し、決定する。
8. 履修基準表の授業科目が変更または閉講された場合の履修科目は、医学科の教授会（医学科会議）で協議し、決定する。
9. この基準は平成30年度入学生から適用する。



医学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について

対象学部・学科		夜間授業時間帯に開設する授業科目		昼間授業時間帯 に開設する 授業科目	備考
		外国語科目	外国語科目以外の 教養教育科目		
医学部	全学科 1年次生	不可	不可	可	
	全学科 2年次生以上	可	可	可	
	保健学科 編入生	可	可	可	

※平成28年度から適用

(注1) 「可」は、当該科目を受講できることを示しています。

(注2) 転学部生については、2年次生と同じ扱いとします。



広島大学既修得単位等の認定に関する細則の 広島大学医学部における取扱いについて

〔平成 5.4.22
教授会承認〕

改正 平成 6.5.26, 平成 9.5.8, 平成 18.3.20, 平成 23.3.

1. 広島大学医学部における医学科及び保健学科に係る既修得単位等の認定に関しては、広島大学既修得単位等の認定に関する細則に定めるもののほか、この取扱いの定めるところによる。
2. 認定できる科目及び単位数は、次のとおりとする。

医学科

(1) 共通科目

外国語科目		6 単位以内
〔英語 ドイツ語又はフランス語〕	4 単位以内	}
	2 単位以内	
情報科目		2 単位以内

(2) 共通科目及び基盤科目

領域科目, 健康スポーツ科目及び基盤科目		10 単位以内
----------------------	--	---------

保健学科

(1) 共通科目

外国語科目		8 単位以内
〔英語 ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語, アラビア語の中から 1 か国語〕	4 単位以内	}
	4 単位以内	
情報科目		2 単位以内

(2) 共通科目及び基盤科目

領域科目及び基盤科目		8 単位以内
健康スポーツ科目		2 単位以内

3. 「2.」により認定を受けた者は、原則としてその単位に相当する他の授業科目を履修することが望ましい。
4. この取扱いに定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、教授会が別に定める。
5. この取扱いは、平成 23 年度入学生から適用する。

外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

認定の対象となる外国語技能検定試験等及び単位認定の申請方法等は、「教養教育について」の教養 30 ページを参照してください。

外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定に関する申合せ

平成18.4.1 制定

(趣旨)

第1 この申合せは、広島大学医学部（以下「学部」という。）に在学中の学生が外国の大学又は短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。）に留学した場合の単位の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(留学の願い出)

第2 単位の認定を受けようとする者は、あらかじめチューターと相談の上、留学願に外国の大学等における留学申請書（別記様式第1）を添えて学部長に願い出なければならない。

2 学部長は、前項の規定による願い出があったときは、教授会の議を経て、承認するものとする。

(単位の認定の願い出)

第3 単位の認定を受けようとする者は、評価依頼状（別記様式第2）に評価表（別記様式第3）を添えて、外国の大学等に対し評価を依頼するものとする。

2 単位の認定を受けようとする者は、帰国後1月以内に、外国の大学等における留学単位認定願（別記様式第4）に評価表（別記様式第3）を添えて、学部長に願い出るものとする。

(単位の認定)

第4 学部長は、前条の規定による願い出があったときは、教授会の議を経て、単位の認定を行うものとする。

2 学部長は、前項の審査の結果について、単位の認定を行ったときは単位等認定通知書（別記様式第5）により、認定を行わなかったときは適宜の方法により、速やかに願い出た者に通知するものとする。

3 認定できる単位数は、60単位を超えない範囲とする。

(研修の総時間数)

第5 学部長は、外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定を行ったときは、チューターに対して、認定した単위에代えて他の選択科目等の履修を行わせるなどの適切な指導を行わせるものとする。

附 則

この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

成績評価に対する異議申立制度について

本学では、厳正な成績評価に努めていますが、学生への説明責任を果たすことを通じて、成績評価の厳正さを高めるため、成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は、次の手順に従ってください。ただし、理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

1. 申立手続

別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「4. 担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。

2. 申立期間

各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。

3. 申立への回答

原則 My もみじの掲示板で回答しますので、確認を怠らないようにしてください。なお、申立日から2週間以内に回答がない場合は、担当事務にご連絡ください。

4. 担当事務窓口一覧

(1) 教養教育科目

- ・教育推進グループ 教養教育担当 【総合科学部事務棟 1F】
- ・東千田地区支援室（学生支援担当）

※法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当）に申し出ること。

(2) 専門教育科目

該当科目の開講学部／研究科等	担当事務窓口
総合科学部／総合科学研究科	総合科学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
文学部／文学研究科	文学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
教育学部／特別支援教育特別専攻科 ／教育学研究科	教育学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
法学部・経済学部 昼間コース 社会科学研究科 （マネジメント専攻を除く）	社会科学研究科支援室（法学部・経済学部・大学院課程担当）
法学部・経済学部 夜間主コース 社会科学研究科 マネジメント専攻	東千田地区支援室（夜間学士課程・夜間大学院課程担当）
理学部／理学研究科	理学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
先端物質科学研究科	先端物質科学研究科支援室（学生支援担当）
医学部	霞地区学生支援グループ（医学部担当）
歯学部	霞地区学生支援グループ（歯学部担当）
薬学部	霞地区学生支援グループ（薬学部担当）
医歯薬保健学研究科	霞地区学生支援グループ（大学院担当）
工学部	工学研究科支援室（工学部担当）
工学研究科	工学研究科支援室（大学院担当）
生物生産学部／生物圏科学研究科	生物圏科学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
情報科学部	工学研究科支援室（情報科学部担当）
国際協力研究科	国際協力研究科支援室（学生担当）
法務研究科	東千田地区支援室（法務研究科担当）
国際センター	国際交流グループ 【学生プラザ 3F】
上記に該当しない専門教育科目 ※1	教育推進グループ 学士課程・大学院課程担当 【学生プラザ 3F】

※1 特定プログラムや大学院共通授業科目など、国際センター以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。

成績評価に対する異議申立書

申立日：平成 年 月 日

所属学部・研究科等名称	
学生番号	
氏名	

以下の授業科目の成績評価について異議申立てを行います。

開講年度		講義コード	
開講学部・研究科等			
授業科目名			
授業担当教員名			
現在の成績評価			
申立内容・理由			

- ※ 本申立書と併せて学業成績証明書を提出すること。
- ※ 回答は、原則 My もみじの個人掲示により連絡する。
- ※ 申立日から2週間以内に回答がない場合は、該当の担当事務窓口に連絡すること。

広島大学医学部保健学科看護学専攻 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

【学士課程】

広島大学医学部保健学科看護学専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士（看護学）の学位を授与する。

卒業論文の評価は、次に定める評価基準に基づいて評価するとともに、関連する科目の成績評価基準に含める。

（卒業論文の評価基準）

I 論文の審査項目

- (1) 看護学専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。
- (2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が適切であり、論理的に妥当な結論が導かれているか。
- (4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

広島大学医学部保健学科理学療法学専攻 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

【学士課程】

広島大学医学部保健学科理学療法学専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士（保健学）の学位を授与する。

1. 卒業論文は次に定める「卒業論文の評価基準」に基づき評価されるとともに、当該専門分野の発表会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。
2. 卒業論文の評価は、関連する科目の成績評価基準に含める。

（卒業論文の評価基準）

I 論文の審査項目

- (1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し説明する基本的な能力を身につけているか。
- (2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が適切であり、論理的に妥当な結論が導かれているか。
- (4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

【学士課程】

広島大学医学部保健学科作業療法学専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士（保健学）の学位を授与する。

1. 卒業論文は次に定める「卒業論文の評価基準」に基づき評価されるとともに、当該専門分野の発表会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。
2. 卒業論文の評価は、卒業研究の成績評価基準に含める。

（卒業論文の評価基準）

I 論文の審査項目

- (1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し説明する基本的な能力を身につけているか。
- (2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が適切であり、論理的に妥当な結論が導かれているか。
- (4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

Ⅱ 教務・学生生活関係

- 1 諸手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・手続等 1
 ※「事件・事故発生時の対応マニュアル」・・・・・・・・手続等 3
- 2 「賞罰」及び「除籍」について・・・・・・・・手続等 5
- 3 学生生活注意事項・・・・・・・・手続等 6
- 4 国家試験について・・・・・・・・手続等 8
- 5 保健管理センターについて・・・・・・・・手続等 9

1 諸手続について

1. 各種手続について

以下の各項目については、事前の届出や所定の様式による手続等が必要ですので、注意してください。なお、不明な点は医学部学生支援グループ（082-257-5049）にお問い合わせください。

① 履修登録等

授業を受けるためには、各学期始めに広島大学学生情報の森「もみじ」を利用して履修登録をしなければなりません。＜広島大学学生情報の森「もみじ」は、本学の学生向けの情報を集めたポータルサイトです。＞

履修に関する各種の相談及び質問等は、医学部学生支援グループ窓口で対応します。

② 休学願

疾病その他の事故等（やむを得ない事由）により休学する場合は、休学願を提出して学部長の許可を得なければなりません。休学願を提出する際は、事前にチューターや学生支援グループに相談してください。（休学開始の時期や期間によって修業年限、授業料、奨学金等にも影響があります。）

なお、休学は真にやむを得ない事由による場合に認められるもので、安易な休学はできません。

③ 復学願

休学期間中に、その事由が消滅し修学を再開する場合には、復学願を提出して学部長の許可を受けなければなりません。

④ 欠席届

病気その他の事由により、やむを得ず授業を欠席する場合は、欠席届を提出して授業担当教員の承認を得なければなりません。

なお、広島大学では「公欠」制度はありません。また、欠席届の提出をもって出席の扱いになるものでもありません。

⑤ 退学願

退学を希望する場合は、退学願を提出して学長の許可を受けなければなりません。この場合、納入すべき授業料等が完納されていない場合には退学は許可されず、また、納入しない場合は除籍となりますので注意してください。

⑥ 留学願

外国の大学又は短期大学等で学修しようとするときは、所定の願書を提出して、学長の許可を受けなければなりません。

⑦ 事件・事故報告書

学生生活において、何らかの事件や事故にまきこまれた場合は、必ず学生支援グループ窓口（医学部担当）に届け出てください。（次々ページの「事件・事故発生時の対応マニュアル」参照）

⑧ 集会・行事届

学生が、課外活動等で集会や大きな行事をする場合は、集会・行事届を提出しなければなりません。

⑨ その他

- ・入学時に学生情報シートで届け出た内容に変更等（住所・電話番号の変更、改姓、保証人の変更など）が生じた場合は、速やかに届け出をしなければなりません。
- ・国家試験対策等の勉強やサークル活動等で講義室の使用や物品の借用もできますので、学生支援グループ窓口（医学部担当）へ相談してください。

2. 医学部に在籍する学生の父母等が死亡した場合の連絡について

医学部に在籍する学生の父母，配偶者又は子が死亡した場合には，学生支援グループ（医学部担当）へ連絡してください。

連絡先：学生支援グループ（医学部担当）

電話(082) 257-5049 又は 5050

3. 各種証明書の交付について

① 卒業見込証明書，学業成績証明書，在学証明書，学割証及び健康診断書（健康診断の結果，異常のある者を除く）については，証明書自動発行機を利用して取得してください。

なお，その他の証明書を必要とする場合は，学生支援グループ窓口の交付願簿に記入して請求してください。

② 学業成績表について

各学期の学業成績表は，各自オンラインで確認することができます。

なお，前期分の学業成績は10月の初めに，後期分の成績は次年度の4月初めにそれぞれ確認できます。

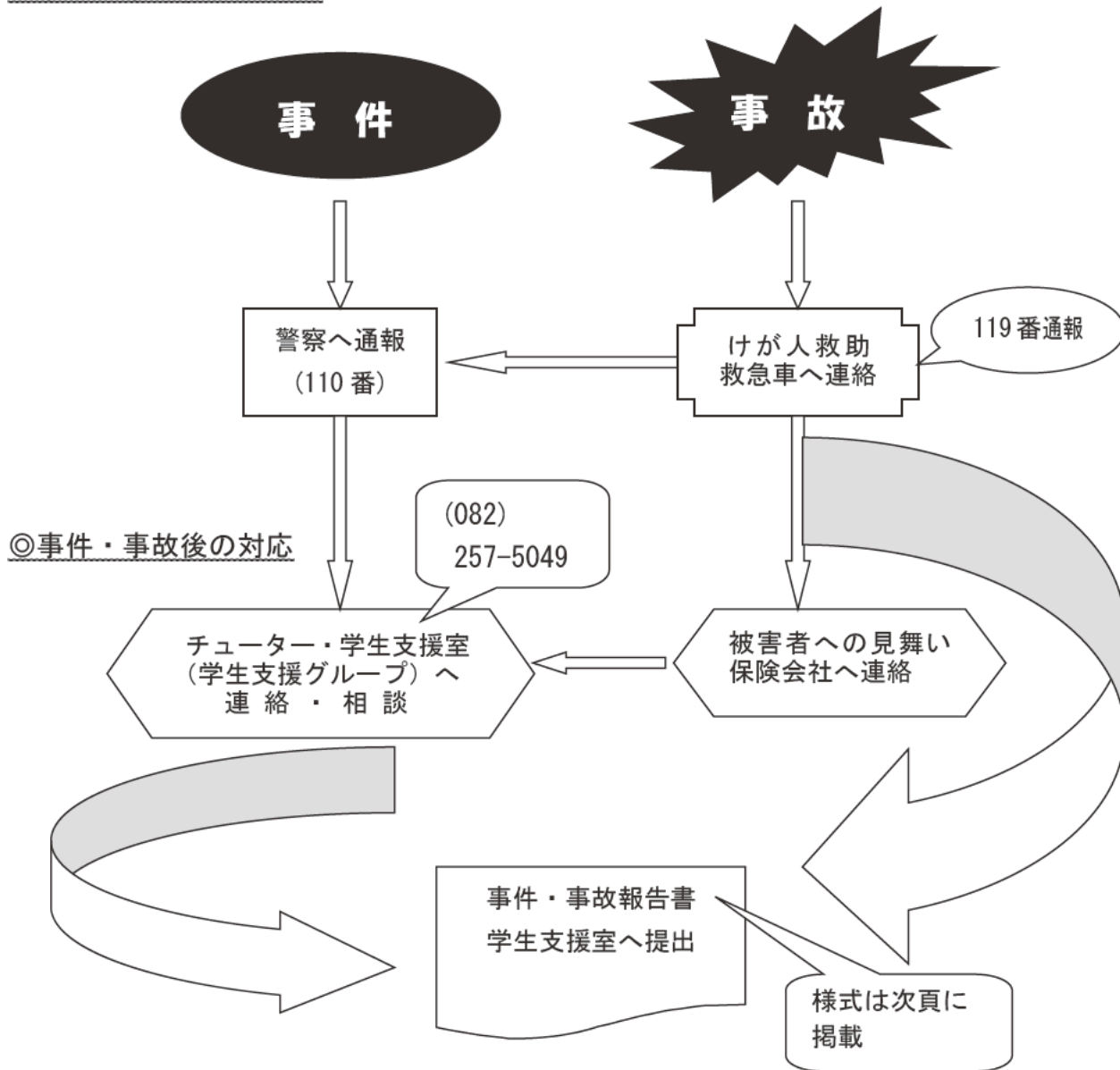
学業成績の送付について

本学では，平成16年度入学生から学部学生のご父母様等に対して，前年度までの単位修得状況及び当該年度前期の履修届を提出されている科目について入学翌年度から毎学年度の5月末を目途にお知らせすることとしています。

送付先については，「学生情報シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっていますので，転居等により「父母等の連絡先」が変更した場合は，速やかに届け出てください。

事件・事故発生時の対応マニュアル

◎事件・事故が起きたら



◎事件・事故後の対応

交通違反等を犯すと国家試験が受験できなくなることがあるので注意すること！

<覚書>

チューター（指導教員） 氏 名	連 絡 先
	(TEL) _____

事件・事故報告書

平成 年 月 日届出

(ふりがな) 氏 名		学部・学科 (学生番号)	()
現 住 所			電話番号 携帯電話
帰 省 先			電話番号
チューター氏名 (指導教員氏名)			
発 生 日 時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分頃
場 所			
相 手 氏 名 (住所・電話等)			
事件・事故の概要 (ケガの程度・傷病名・病院名等を含め、簡潔に記入すること。)			
発生原因 (具体的に記入すること。 例：アルバイトによる疲労から居眠り運転など)			
その他 (運転免許取得年月日等)			

2 「賞罰」及び「除籍」について

<学長表彰>

- 本学では、学生が表彰に値する行為があるときは、学部長の推薦をもとに学長が表彰をすることがあります。
- 表彰の対象は、次のとおりとなっています。
 - (1) 学術研究活動において特に顕著な業績を挙げたと認められる者
 - (2) 課外活動において特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
 - (3) 社会活動において特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
 - (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為があったと認められる者

<懲戒について>

- 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、懲戒処分となります。
- 懲戒の種類は、「訓告」、「停学」及び「退学」です。
(ここでいう退学は、「自主退学」ではなく「強制退学」です。)
- 専門教育科目の期末試験等において不正行為を行った者は、その期に履修している専門教育科目の全てを「不可」とするとともに、「広島大学学生懲戒指針」により懲戒処分を行います。

<除籍について>

- 除籍の対象となる事由は次のとおりです。
 - (1) 入学料免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しない者
 - (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
 - (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- 上記(3)については、授業料を滞納し年度末までになお納めない者は、3月31日をもって除籍になりますので注意してください。

3 学生生活注意事項について

<諸書類の提出期限厳守について>

在学中に学生として提出をしなければならない届出や願出等の書類は、相当多数にのぼります。これらは、その都度提出期限が指定されておりますので、期限を経過したものについては原則として受理されません。

もし、不注意により重要な書類の提出を怠ったり、提出期限を経過したりすれば、場合によっては卒業できなくなることもあり得ますので、提出期限は厳守してください。

<奨学金>

1. 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、優れた学生で経済的理由により修学に困難がある人に対し、学資の貸与を行うことにより、国家及び社会に有意な人材を育成するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とする機関です。

貸与された奨学金は、卒業後返還することになりますが、返還金は後輩の奨学金として再び活用する仕組みになっています。

奨学金を希望する人は、自分の生活設計に基づき、奨学金の種類、申込条件、返還方法を十分考えて申し込んでください。

(1) 奨学金の種類及び貸与月額（平成22年度入学者の貸与額）

① 第一種奨学金《無利子貸与》

- ・学部生—自宅 30,000円または45,000円 自宅外 30,000円または51,000円
- ・大学院生—修士・博士前期課程 50,000円または88,000円
博士後期課程, 博士医・歯・獣医学課程 80,000円または122,000円

② 第二種奨学金《有利子貸与》

貸与月額は、年収の区分に対応する月額の中から申込希望者が選択します。なお、卒業後の利率は年利3%を上限として変動します。

【選択できる貸与月額】

- 学部生—3万円, 5万円, 8万円, 10万円, 12万円
- 大学院生—5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円

(2) 貸与期間

原則として標準修業年限の終期までです。

(3) 募集時期、出願の方法、採用決定及び奨学金の交付等

定期採用については、その都度「もみじ」の奨学金のホームページに掲載します。

なお、家計急変、災害等で学資に困った時は、臨時に出願できる場合がありますので、学生支援グループ窓口にお問い合わせください。

(4) 奨学生の心得

学業成績が不振であったり、性行の状況が奨学生として適当でないと認められるときは、奨学金の交付が打ち切られます。また、家計が好転したときは、奨学金を辞退してもらうことになります。

(5) 奨学金の返還方法

奨学生は卒業・修了あるいは退学するときに所定の返還誓約書を提出しなければなりません。その際、今後の返還方法を月賦、月賦・半年賦併用の中から選択します。貸与が終了してから6か月経過した後、定められた期間内に、ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫又は労働金庫の口座振

替によって返還することになります。

(6) 返還猶予

奨学生が、卒業・修了後、上級校へ進学した場合、あるいは疾病等で返還が困難と認められた場合は、返還が猶予されます。

2. その他各種育英団体

各種育英事業団体は、全国に600団体以上ありますが、設立の趣旨並びに取扱要領(出願資格、手続、交付方法等)は、それぞれの団体によって異なります。大学を通して募集するものは、ほとんどが4月～6月の間です。常に「もみじ」の奨学金のホームページの掲示に注意し、手続を行ってください。

<学割証について>

学割証は、年間(4月～翌年3月)20枚を限度として使用でき、取得は証明書自動発行機を利用することになります。他人の名義を使用したり、身分、氏名を偽り又は有効期限を経過したものを使用することはできません。

<学生の教室使用について>

授業又は公務に支障のない限り、学生は、研究その他の集会のため本学部の教室等を使用することができます。使用する場合は所定の用紙で学生支援グループ窓口へ申し込んでください。

<学生用ロッカールームについて>

授業中における着替えその他荷物などを保管できるよう、学生各人にロッカーを提供していますので、自主的に管理・使用してください。

ロッカーの使用にあたっては、特に火災予防、盗難予防を心がけてください。

<霞体育館の使用について>

(1) 霞体育館では次の施設が利用できます。

- ①体育場(バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球) ②音楽練習室 ③格技場(柔道、剣道、合気道、少林寺拳法) ④卓球場 ⑤団体連絡室7室 ⑥器具庫、倉庫6室 ⑦会議室 ⑧印刷室

①～⑥は長期使用施設、⑦⑧は短期使用施設です。

(2) 霞体育館の使用は原則として、日曜日、祝祭日、12月28日～1月4日以外の日で午前9時～午後9時までです。

(3) 長期使用施設の使用については、使用する団体連名で、所定の用紙に記入のうえ学生支援グループ窓口で手続きしてください。

(4) 短期使用施設の使用については、使用の都度、所定の用紙に記入のうえ学生支援グループ窓口で手続きしてください。

(5) 体育館は平日の正午～午後1時と、土曜日正午～午後3時の時間帯を職員に開放しますので使用希望者は、学生支援グループ窓口で、鍵を受け取り、使用後は同窓口(土曜日は基礎棟警備員室)に返却してください。

(6) 霞体育館を特別な行事に使用したい場合は、使用の3日前までに所定の用紙により所属部局の事務部を通じて学生支援グループ窓口へ申し込んでください。

(7) その他霞体育館については、学生支援グループ窓口で相談してください。

* 霞体育館を使用する際は、1階ホールに掲示してある使用心得を遵守してください。

4 国家試験について

(1) 医師国家試験について

医師を志望する者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生学に関し、医師として有すべき知識及び技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、学校教育法に基づく大学において医学の課程を卒業した者となっており、本学部医学科卒業予定者は、出願することができます。

試験については、7月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

(2) 看護師国家試験について

看護師を志望する者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。看護師国家試験は、看護師として必要な知識、技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、本学保健学科看護学専攻の卒業に必要な単位を取得すれば得ることができます。

試験については、例年8月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

(3) 保健師国家試験及び受験資格について

保健師を志望する者は、保健師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。保健師国家試験は、保健師として必要な知識、技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、本学保健学科看護学専攻の卒業に必要な単位に加え、指定の保健師国家試験資格取得に必要な科目を修得することにより得ることができます。

試験については、例年8月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

(4) 助産師国家試験及び受験資格について

助産師を志望する者は、助産師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。助産師国家試験は、助産師として必要な知識、技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、本学保健学科看護学専攻の卒業に必要な単位に加え、指定の助産師国家試験資格取得に必要な科目を修得することにより得ることができます。

試験については、例年8月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

(5) 理学療法士国家試験について

理学療法士を志望する者は、理学療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。理学療法士国家試験は、理学療法士として必要な知識、技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、本学保健学科理学療法学専攻の卒業に必要な単位を取得すれば得ることができます。

試験については、例年9月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

(6) 作業療法士国家試験について

作業療法士を志望する者は、作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。作業療法士国家試験は、作業療法士として必要な知識、技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、本学保健学科作業療法学専攻の卒業に必要な単位を取得すれば得ることができます。

試験については、例年9月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

※ 各国家試験において、罰金以上の刑に処せられた者については、免許が発行されないことがあるので注意してください。

5 保健管理センターについて

保健管理センターは、本学の学生と教職員の体と心の健康をサポートし、疾病予防や健康増進を図ることを目的とした全学的施設であり、学生の諸々の悩みについての相談に応じています。

【主な業務内容】

(1) 定期健康診断

定期健康診断は、原則 4 月に実施されます。健康管理の一貫として、毎年必ず受診してください。日時や場所は、学内掲示板や電子掲示板等でお知らせします。なお、随時の健康診断は行わないので注意してください。

また、定期健康診断の受診者には健康診断証明書等を発行しますが、未受信者には発行できません。再検査未受診の場合も発行できないことがありますので、必ず定期健康診断を受診してください。

(2) 相談、診療等

1) 健康・保健相談

医師または看護師が健康管理全般にわたって、相談に応じます。

2) 内科診療

内科医が診療します。内科以外でも体に異常や不安を感じるがあれば、情報提供や助言、必要に応じて、外部医療機関を紹介します。

3) 応急処置

ケガに対する応急処置を行います。場合により、専門医への紹介を行います。体調不良の場合は、休養室で休むこともできます。

4) カウンセリング・学生相談（予約制）

カウンセラー（臨床心理士）が相談に応じます。心身の不調や人間関係、自分の性格、進路の相談などで悩んでいる方は、利用してください。

5) メンタルヘルス（精神科相談・診療）（予約制）

精神科医が精神面での健康相談に応じます。「やる気がでない」「体がだるい」「眠れない」「不安でしょうがない」「緊張する」などの症状で悩んでいる方は利用してください。

6) 婦人科健康相談（予約制）

女性婦人科医が相談に応じます。

7) 泌尿器科健康相談（予約制）

泌尿器科医が相談に応じます。

8) 歯科健康相談（予約制）

【留意事項】

1. 予約制のものは随時予約を受け付けています。電話、メール、もしくは直接来室して予約してください。
2. 健康診断証明書は、証明書自動発行機でも発行できます。発行できない場合は、保健管理センターで申し込んでください。

※ 詳しくは保健管理センターホームページをご覧ください。

URL : <http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/>

III 諸規則



目 次

1	広島大学学則	規則 2
2	広島大学通則	規則 5
3	広島大学大学院規則	規則 17
4	広島大学医学部細則	規則 26
5	広島大学学生交流規則	規則 28
6	広島大学学位規則	規則 31
7	広島大学授業料等免除及び猶予規則	規則 34
8	広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則 36
9	広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則 37
10	広島大学科目等履修生規則	規則 38
11	広島大学学生表彰規則	規則 40
	※広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ	規則 41
12	広島大学学生表彰基準	規則 42
13	広島大学学生懲戒規則	規則 43
14	広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則	規則 46
15	広島大学学生生活に関する規則	規則 47
16	広島大学学生証取扱細則	規則 48
17	広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則 49
18	広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則 50
19	身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)	規則 51
20	社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則 53
21	期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則 55
22	広島大学研究生規則	規則 55
	※広島大学研究生規則医学部取扱内規	規則 57
23	広島大学外国人研究生規則	規則 57
24	広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則 59
25	広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則	規則 64
26	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則 68
27	広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則 70
28	広島大学大学院共通授業課目に関する細則	規則 71
29	学業に関する評価の取扱いについて	規則 73
30	気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における 授業等の取扱いについて	規則 74
31	広島大学霞地区体育館使用細則	規則 75
32	広島大学医学部自治会会則	規則 76
	広島大学医学部自治会細則	規則 78
	広島大学医学部自治会運動部および文化部細則	規則 79

○広島大学学則

(平成16年4月1日規則第1号)

広島大学学則

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 教育研究等組織(第6条—第18条)
- 第3章 運営組織(第19条—第27条)
- 第4章 その他(第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。(定義)

第2条 前条に規定する国立大学法人広島大学及び広島大学は、別段の定めがある場合を除き、総称して広島大学(以下「本学」という。)という。(事務所の所在地)

第3条 本学は、主たる事務所を広島県東広島市鏡山一丁目3番2号に置く。(理念)

第4条 本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

- (1) 平和を希求する精神
 - (2) 新たな知の創造
 - (3) 豊かな人間性を培う教育
 - (4) 地域社会・国際社会との共存
 - (5) 絶えざる自己変革
- (自己点検・評価)

第5条 本学は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第1項の規定に基づき、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下この条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価(以下この条において「自己点検・評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、前項に規定する自己点検・評価に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価(以下この条において「認証評価」という。)を受けるものとする。

3 本学は、学校教育法第109条第3項の規定に基づき、前項に規定する認証評価のほか、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けけるものとする。

4 第1項に規定する自己点検・評価並びに第2項及び前項に規定する認証評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究等組織 (学部)

第6条 本学に、次の学部を置く。

総合科学部
文学部
教育学部
法学部
経済学部
理学部
医学部
歯学部
薬学部
工学部
生物生産学部
情報科学部
(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科を置く。

総合科学研究科
文学研究科
教育学研究科
社会科学研究科
理学研究科
先端物質科学研究科
医歯薬保健学研究科
工学研究科
生物圏科学研究科
国際協力研究科

第13条 次の表の左欄に掲げる学部、研究科及び附置研究所(以下この条において「学部等」という。)に、右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設(以下この条において「附属施設」という。)を置く。

学部等名	附属施設名
薬学部	薬用植物園
生物生産学部	練習船豊潮丸
教育学研究科	幼年教育研究施設、教育実践総合センター、特別支援教育実践センター、心理臨床教育研究センター
社会科学研究科	地域経済システム研究センター
理学研究科	臨海実験所、宮島自然植物実験所、植物遺伝子保管実験施設、理学融合教育研究センター
歯学健康学研究科	先駆的看護実践支援センター、先駆的リハビリテーション実践支援センター
生物圏科学研究科	瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター
法務研究科	リーガル・サービス・センター
原爆放射線医科学研究所	被ばく資料調査解析部

2 附属施設に関し必要な事項は、当該学部等が定める。

(全国共同利用施設)

第14条 本学に、全国共同利用施設として、放射光科学研究センターを置く。

2 放射光科学研究センターは、大学の教員その他の者で放射光科学研究センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(中国・四国地区国立大学共同利用施設)

第15条 本学に、中国・四国地区国立大学共同利用施設として、西条共同研修センターを置く。

(学内共同教育研究施設等)

第16条 本学に、学内共同教育研究施設として、次の施設を置く。

ナノデバイス・バイオ融合科学研究所

高等教育研究開発センター

情報メディア教育研究センター

自然科学研究支援開発センター

国際センター

産学・地域連携センター

教育開発国際協力研究センター

保健管理センター

法務研究科

3 大学院に、履修上の組織としてリーディングプログラム機構を置く。
(学院)

第8条 本学に、教員組織として学院を置く。

2 学院に学術院長を置き、学長をもって充てる。

3 学院に関し必要な事項は、別に定める。
(専攻科)

第9条 本学に、次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

(附置研究所)

第10条 本学に、原子爆弾その他の放射線による障害の治療及び予防に関する学理並びにその応用の研究のため、附置研究所として原爆放射線医科学研究科を置く。

2 原爆放射線医科学研究科に、研究部門及び研究センターを置く。

3 原爆放射線医科学研究科は、大学の教員その他の者で原爆放射線医科学研究科の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(病院)

第11条 本学に、医学及び歯学に係る診療の場として機能するとともに、診療を通じて地域医療の向上に寄与するため、医療に関する教育研究施設として病院を置く。

2 病院に、診療科及び中央診療施設を置く。

3 病院に、薬剤部、看護部及び診療支援部を置く。

第11条の2 病院に、東広島地区における歯学に係る診療の場として機能するとともに、診療を通じて東広島地域の歯科医療の向上に寄与するため、歯科診療所を置く。

2 歯科診療所に関し必要な事項は、病院が定める。

(図書館)

第12条 本学に、図書館を置く。

(教育本部)

第12条の2 本学に、学士課程教育、大学院課程教育及び特別支援教育特別専攻科教育における入学者選抜、教育の質の向上及び教育力の強化に係る企画・評価・改善を推進するとともに、教養教育を実施するため、教育本部を置く。

(学部等附属の教育研究施設)

- 平和センター
環境安全センター
総合博物館
北京研究センター
宇宙科学センター
外国語教育研究センター
文書館
スポーツ科学センター
HISIM 研究センター
現代インド研究センター
ダイバーシティ研究センター
両生類研究センター
トランスレーションショナルリサーチセンター
- 2 本学に、学内共同利用施設として、ハラスメント相談室を置く。
(附属学校)
- 第17条 本学に、次の附属学校を置く。
附属幼稚園
附属三原幼稚園
附属小学校
附属東雲小学校
附属三原小学校
附属中学校
附属東雲中学校
附属三原中学校
附属福山中学校
附属高等学校
附属福山高等学校
(教育研究活動等)
- 第18条 第6条から前条までに規定する教育研究組織における教育研究活動及び管理運営に関し必要な事項は、別に定める。
第3章 運営組織
(役員)
- 第19条 本学に、役員として、学長、理事7人以内及び監事2人を置く。
第20条 学長は、本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する。
2 学長は、次の重要事項について意思決定するときは、第24条に定める役員会の議を経なければならない。
- (1) 中期目標についての意見(法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項
(2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
(4) 研究科、専攻その他本学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
(5) 学則その他本学の管理運営上重要な諸規則の制定又は改廃に関する事項
(6) その他役員会が定める重要事項
- 3 理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
4 監事は、本学の業務を監査する。
5 役員に関し必要な事項は、別に定める。
(職員)
- 第21条 本学に、教員、事務職員、技術職員その他の職員を置く。
2 職員に関し必要な事項は、別に定める。
(副学長)
- 第22条 本学に、教育、研究その他必要な分野に関して学長を補佐するため、又は命を受けて校務を担当するため、副学長を置くことができる。
2 副学長は、理事をもって充てる。
3 前項の規定にかかわらず、理事でない副学長を置くことができる。
4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。
(学長補佐)
- 第23条 本学に、学長の指示する特定の業務等を遂行するため、学長補佐を置く。
2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。
(副理事)
- 第23条の2 本学に、理事の業務の一部を分担し、理事を補佐するため、副理事を置く。
2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。
(役員会)
- 第24条 本学に、重要事項について審議するため、役員会を置く。
2 役員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。
(経営協議会)
- 第25条 本学に、経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。
2 経営協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。
(教育研究評議会)
- 第26条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

○広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

2 教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。
(その他の運営組織)

第 27 条 第 19 条から前条までに規定するもののほか、運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 その他

(雑則)

第 28 条 この学則に定めるもののほか、本学の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 広島大学サステナブル・ディベロップメント実践研究センター規則(平成 22 年 6 月 8 日規則第 109 号)は、廃止する。

広島大学通則

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 9 条)
第 2 章 入学(第 10 条―第 18 条)
第 3 章 教育課程(第 19 条―第 27 条)
第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条―第 31 条)
第 5 章 休学及び退学(第 32 条―第 35 条)
第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条―第 38 条)
第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条―第 43 条)
第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条―第 46 条)
第 9 章 授業料(第 47 条―第 51 条)
第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条―第 54 条)
第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部 総合科学科
国際共創学科
文学部 人文学科
教育学部 第一類(学校教育系)
第二類(科学文化教育系)
第三類(言語文化教育系)
第四類(生涯活動教育系)
第五類(人間形成基礎系)
法学部 法学科
経済学部 経済学科
理学部 数学科
物理学科
化学科

生物科学科
地球惑星システム学科

医学部
医学科

保健学科

歯学部
歯学科

口腔健康科学科

薬学部
薬学科

薬科学科

第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)

第二類(電気電子・システム情報系)

第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)

第四類(建設・環境系)

生物生産学部
生物生産学科

情報科学部
情報科学科

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。
(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができ、

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものであるもの

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定し

た在外教育施設の当該課程を修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものであるもの(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあつては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 第13条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあつては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

(検定料の免除)

第12条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学生入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学生入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出した者
- (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出した者

(3) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願ひ出した者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願ひ出した者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学科282,000円(夜間主コースにあつては141,000円)を納付しなければならない。

(入学科料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学科料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学科料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、入学科料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学科料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学科料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学科料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

- (1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となつたとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)
- (2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入学試験センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)
- (3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかつたとき その検定料相当額

(4) 入学科料を納付した者が入学手続書類を提出しなかつたとき その入学科相当額 (編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野にお

ける個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、国際センターにおいて開設するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下

- 「長期履修」という。)を認めることができる。
- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
(教育課程の修了)
 - 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならぬ。
 - 2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。
(教員の免許状授与の所要資格の取得)
 - 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
 - 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。
(他学部等の授業科目の履修)
 - 25 条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究所、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。
 - 2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。
(大学院授業科目の履修)
 - 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。
 - 2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)
 - 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
第4章 他の大学等における授業科目の履修
(学生交流)
 - 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
 - 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。
(留学等)
- 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。
(大学以外の教育施設等における学修)
- 30 条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授

業科目を履修することができる。

- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。
(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)
- 第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育課程であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。
(休学)
第5章 休学及び退学
- 第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上休学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えないことができる。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第10号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留學生事業により受け入れた韓国人留學生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願ひ出て許可を受けなければならぬ。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならぬ。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならぬ。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならぬ。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならぬ。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者

- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
 (5) 学生の本人に著しく反した者
- 第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。
- (除籍)
- 第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部教授会の議を経てこれを除籍することができる。
- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- 第8章 卒業及び学位の授与
 (卒業の要件)
- 第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位以上、薬学部薬学科にあつては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。
- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によつて64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては128単位、薬学部薬学科にあつては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。
- (早期卒業)
- 第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもつて修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒

- 業を認定することができる。
 (卒業証書及び学位の授与)
- 第46条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。
- 2 学士の学位の授与に關し必要な事項は、別に定める。

- 第9章 授業料
 (授業料)
- 第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
- (1) 特別の事情により期中の中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
- (2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
- (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
- (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者

が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならぬ。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究するこ

とを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限

り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第54条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 厚生施設等

(厚生施設)

第55条 本学に、学生宿舍その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第56条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
	総計	9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度にあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
	総計	9,840

4 平成15年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成16年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和26年10月1日制定。以下「旧規程」という。))については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成21年3月31日規則第14号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成21年度から平成36年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員		収容定員	
	医学科	医学部計	総計	医学部計
平成21年度	110	230	2,350	1,130
平成22年度	117	237	2,357	1,147
平成23年度	117	237	2,357	1,164
平成24年度	117	237	2,357	1,181
平成25年度	120	240	2,357	1,201
平成26年度	120	240	2,357	1,221
平成27年度	120	240	2,357	1,231
平成28年度	120	240	2,357	1,234
平成29年度	120	240	2,357	1,237
平成30年度	115	235	2,352	1,235
平成31年度	115	235	2,352	1,230
平成32年度				1,215
平成33年度				1,200
平成34年度				1,185
平成35年度				1,170
平成36年度				1,160

3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第2条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

5 新通則第26条の規定は、平成20年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成23年3月31日規則第13号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の歯学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成23年度から平成36年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成23年度	2,355	348	508	10,008
平成24年度	2,355	341	501	10,018
平成25年度	2,358	334	494	10,031
平成26年度	2,358	327	487	10,044
平成27年度	2,358	320	480	10,047
平成28年度	2,358			10,048
平成29年度	2,358			10,051
平成30年度	2,353			10,049
平成31年度	2,353			10,044
平成32年度				10,029
平成33年度				10,014
平成34年度				9,999
平成35年度				9,984
平成36年度				9,974

(略)

附 則(平成27年3月31日規則第50号)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 医学部の保健学科及び歯学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成27年度から平成36年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員	
	保健学科	医学部計
平成27年度	500	1,211
平成28年度		1,194
平成29年度		1,197
平成30年度		1,195
平成31年度		1,190
平成32年度		1,175
平成33年度		1,160
平成34年度		1,145
平成35年度		1,130
平成36年度		1,120

附 則(平成28年3月31日規則第51号)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 全学部の入学定員並びに教育学部の第一類(学校教育学系)及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成28年度から平成36年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	総計	第一類(学校教育学系)	教育学部計	総計
平成28年度	2,338	700	1,960	9,988
平成29年度	2,338	680	1,940	9,971
平成30年度	2,333	660	1,920	9,949
平成31年度	2,333			9,924
平成32年度				9,909
平成33年度				9,894
平成34年度				9,879
平成35年度				9,864
平成36年度				9,854

(略)

附 則(平成29年3月14日規則第18号)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 理学部の物理科学科は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新規規則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 理学部の物理科学科及び物理学科の収容定員は、新規規則の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
理学部	物理科学科	198	132	66
	物理学科	66	132	198

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の広島大学通則第2条に規定する工学部の第一類(機械システム工学系)、第二类(電気・電子・システム・情報系)、第三類(化学・バイオ・プロセス系)は、この規則による改正後の広島大学通則(以下(新規規則)と

いう。)第2条及び別表の規定にかかわらず、平成32年3月31日に当該類に在学する者が当該類に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 医学部医学科及び工学部の入学定員並びに全学部の入学定員並びに工学部及び情報科学部の編入学定員並びに全学部の編入学定員並びに総合科学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、医学部、工学部及び情報科学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、新規別表の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部等名	入学定員		編入学定員					収容定員				
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度			
総合科学部				510	500	490						
国際共創学科				40	80	120						
計				550	580	610						
文学部				570	560	550						
計				570	560	550						
第一類(学校教育系)				657	634	631						
第二類(科学文化教育系)				346	340	334						
第三類(言語文化教育系)				325	314	303						
第四類(生涯活動教育系)				345	338	331						
計				1,890	1,840	1,810						
夜間主コース				170	160	150						
計				750	740	730						
計				615								
夜間主コース				240	220	205						
計				855	830	815						
医学部	120	120		720	720	705	690	675	660	645		
計	240	240		1,200	1,200	1,185	1,170	1,155	1,140	1,125		

第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	0	0	0	150	300	455				
第二類(電気電子・システム情報系)	0	0	0	90	180	273				
第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	0	0	0	115	230	349				
第四類(建設・環境系)				495	450	408				
第一類(機械システム工学系)	10	10	10	315	210	105				
第二類(電気電子・システム・情報系)				405	270	135				
第三類(化学・バイオ・プロセス系)				345	230	115				
計	10	10	10	1,935	1,890	1,850				
情報科学科				80	160	245				
計				80	160	245				
総計	2,338	2,338	70	9,944	9,914	9,909	9,904	9,889	9,874	9,859

別表(第3条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	120		480
	国際共創学科	40		160
	計	160		640
文学部	人文学科	130	10	540
	計	130	10	540
教育学部	第一類(学校教育系)	157		628
	第二類(科学文化教育系)	82		328
	第三類(言語文化教育系)	73		292
	第四類(生涯活動教育系)	81		324
	第五類(人間形成基礎系)	52		208
	計	445		1,780
法学部	法学科	140	10	580
	昼間コース 夜間主コース	30	10	140
	計	170	20	720
経済学部	経済学	150	5	610
	昼間コース 夜間主コース	45	5	190
	計	195	10	800
理学部	数学科	47	10	188
	物理学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学 科	24		96
	計	230	10	940

医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械・輸送・ 材料・エネルギー系)	150	5	610
	第二類(電気電子・シ ステム情報系)	90	3	366
	第三類(応用化学・生 物工学・化学工学系)	115	4	468
	第四類(建設・環境 系)	90	3	366
	計	445	15	1,810
生物生産 学部	生物生産学 科	90	10	380
	計	90	10	380
情報科学 部	情報科学 科	80	5	330
	計	2,323	80	9,844

○広島大学大学院規則

(平成20年1月15日規則第2号)

(平成16年4月1日規則第3号)
(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

- 第1章 総則(第1条-第13条)
- 第2章 入学(第14条-第24条)
- 第3章 教育課程(第25条-第36条)
- 第4章 休学、退学及び転学(第37条-第39条)
- 第5章 賞罰及び除籍(第40条-第42条)
- 第6章 課程の修了及び学位の授与(第43条-第48条)
- 第7章 授業料(第49条)
- 第8章 特別研究学生(第50条-第52条)
- 第9章 研究生及び科目等履修生等(第53条-第54条の3)
- 第10章 教員組織(第55条)
- 第11章 雑則(第56条・第57条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第18条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に關し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第2条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することに、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

- 第3条 本学大学院に、修士課程、博士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。
- 2 博士課程(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。
- 3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

4 専門職学位課程は、教育学研究科教職開発専攻を教職大学院の課程として取り扱い、法務研究科をかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

5 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

(課程及び専攻等)

第4条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

教職開発専攻(専門職学位課程)

学習開発専攻(博士課程前期)

教科教育学専攻(博士課程前期)

日本語教育学専攻(博士課程前期)

教育学専攻(博士課程前期)

心理学専攻(博士課程前期)

高等教育専攻(博士課程前期)

教育学習科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

法政システム専攻

社会経済システム専攻

マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

数学専攻

物理学専攻

化学専攻

生物科学専攻

地球惑星システム学専攻

数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

量子物質科学専攻

分子生命機能科学専攻

半導体集積科学専攻

医歯薬保健学研究科(博士課程)

医歯薬学専攻

口腔健康科学専攻

第8条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。
(専門職学位課程の標準修業年限)

第9条 教育学研究科教職開発専攻の標準修業年限は2年、法務研究科の標準修業年限は3年とする。
(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程若しくは博士課程前期又は教育学研究科教職開発専攻は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び法務研究科は6年、医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は8年とする。
(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(学期)

第12条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。
(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日(社会科学部研究科のマネジメント専攻にあつては日曜日及び月曜日)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができ、

第2章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程若しくは博士課程前期又は専門職学位課程に入学することの

薬科学専攻

保健学専攻

医歯科学専攻(修士課程)

工学研究科(博士課程)

機械システム工学専攻

機械物理工学専攻

システムサイバネティクス専攻

情報工学専攻

化学工学専攻

応用化学専攻

社会基盤環境工学専攻

輸送・環境システム専攻

建築学専攻

生物園科学研究科(博士課程)

生物資源科学専攻

生物機能開発学専攻

環境循環系制御学専攻

国際協力研究科(博士課程)

開発科学専攻

教育文化専攻

法務研究科(専門職学位課程)

法務専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入學させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者であって、22歳に達したものと認めるもの
 - (11) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- 第16条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者であって、24歳に達したものであるもの

第17条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者

(2) 法第104条第4項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者

(3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学)を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者であって、24歳に達したものの
- (10) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの(4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。))であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認められるもの
- (入学出願手続)
- 第18条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料30,000円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。
- 2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 3 第1項の規定は、第39条第1項の規定により入学を志願する場合について準用する。
- (検定料の免除)
- 第18条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。
- 2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。
- (入学試験)

- 第19条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。
- 2 前項の入学試験については、別に定める。
- (合格者の決定)
- 第20条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。
- (入学手続)
- 第21条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円を納付しなければならない。
- (入学料の免除、徴収猶予及び不徴収)
- 第22条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額若しくは半額を免除し、若しくはその徴収を猶予し、又は入学料を徴収しないこととすることができる。
- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。
- 3 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、入学料の免除、徴収猶予及び不徴収に関し必要な事項は、別に定める。
- (入学許可)
- 第23条 学長は、第21条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。
- (検定料及び入学料の返還)
- 第24条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。
- (1) 法務研究科における第19条に規定する入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 23,000円
- (2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額
- (3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額
- 第3章 教育課程
(授業科目及び履修方法)
- 第25条 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、各研究科細則において定める。

2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第25条の2 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第26条 本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を、単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

(研究指導)

第27条 本学大学院の学生(専門職学位課程の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第43条第1項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生(教育学研究科教職開発専攻の学生を除く。)が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第28条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第29条 単位の授与については、通則第19条の4の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第30条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第31条 専門職学位課程の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、教育学研究科又は法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたって計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第33条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第24条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第35条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10単位(教育学研究科教職開発専攻にあつては修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。法務研究科にあつては修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。法務研究科の修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位(教育学研究科教職開発専攻にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。法務研究科にあつては、次条第1項及び第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせ30単位(第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))とする。)を超えないものとする。

4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学

院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位(教育学研究科教職開発専攻にあっては、前条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲)とする。法務研究科にあっては、前条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(前条第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)とする。)を超えるものとする。

3 前2項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 休学、退学及び転学

(休学)

第37条 休学については、通則第32条から第34条までの規定を準用する。

(退学)

第38条 退学については、通則第35条の規定を準用する。

(転学)

第39条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならぬ。

第5章 賞罰及び除籍

(表彰)

第40条 表彰については、通則第39条の規定を準用する。

(懲戒)

第41条 懲戒については、通則第40条から第42条までの規定を準用する。

(除籍)

第42条 除籍については、通則第43条の規定を準用する。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第43条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を

受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げた者と認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該研究科の教授会の議を経て研究科長がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第44条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、

当該課程を修了した者)にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げた者と認める者については、大学院に3年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者)にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げた者と認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めるときはその

単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたことを認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第44条の2 教育学研究科教職開発専攻の修了の要件は、2年以上在学し、かつ、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等(専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)第26条第1項に規定する小学校等をいう。以下同じ。))その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

2 教育学研究科が教育上有益と認めるときは、当該専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

3 第1項の規定にかかわらず第36条第2項の規定により当該専攻に入学する前に修得した単位(第15条に規定する入学資格を有した後に修得したものに限り。)を当該専攻において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で教育学研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専攻に1年以上在学するものとする。

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものと

2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条 学長は、本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に必要事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第47条 第43条及び第44条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第48条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会の審査を経て、研究科長が決定する。

2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第7章 授業料

(授業料)

第49条 授業料の年額は、535,800円(法務研究科にあつては804,000円)とする。ただし、第32条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 成績優秀者に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。

3 授業料を納付した者が成績優秀者として授業料免除対象者となつたときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。

4 第2項に定めるもののほか、別に定める広島大学入学前奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第47条第2項から第51条までの規定を準用する。

第8章 特別研究学生

(特別研究学生)

第50条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れられることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第51条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成16年4月1日規則第10号)第8条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収

しない。

(1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ6月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

3 既納の授業料は、返還しない。

4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第52条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第53条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第54条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第54条の2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合限り、法務研修生として受け入れることができる。

2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第54条の3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 教員組織

(教員組織)

第55条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 研究科長は、研究科細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第57条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育学研究科の障害児教育学専攻は、第4条及び別表の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成30年3月14日から施行する。

別表(第5条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程, 博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	教職開発専攻	20	40	—	—
	学習開発専攻	20	40	—	—
	教科教育学専攻	80	160	—	—
	日本語教育学専攻	14	28	—	—
	教育学専攻	14	28	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育学専攻	5	10	—	—
計	172	344	49	147	
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
計	80	160	27	81	
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
計	132	264	63	189	
先端物質科学研究所	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
計	64	128	30	90	
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9

	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
法務研究科	計	71	142	36	108
	法務専攻	20	60	—	—
総計	計	20	60	—	—
	計	1,052	2,124	490	1,567

2 広島大学医学部細則

(平成 16 年 6 月 10 日学部長決裁)

改正 H17113, H18331, H18127, H19126, H2035, H20124, H21826, H21123, H22319
H2323, H24319, H26327, H27319, H28317, H281013

(趣旨)

第 1 条 広島大学医学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)、広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 6 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(学科及び専攻)

第 2 条 本学部に、次の学科及び専攻を置く。

医学科

保健学科

看護学専攻

理学療法学専攻

作業療法学専攻

(教育研究上の目的)

第 3 条 医学科は、医師及び医学研究者を育成し、社会に貢献することを目的とする。

2 保健学科は、看護学、理学療法学及び作業療法学領域の能力に優れた人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。

(保健学科の各専攻の入学定員)

第 3 条の 2 保健学科の各専攻の入学定員は次のとおりとする。

(1) 看護学専攻 60 人

(2) 理学療法学専攻 30 人

(3) 作業療法学専攻 30 人

(教育課程)

第 4 条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次の表のとおりとする。

学科名	専攻名	主専攻プログラム名
医学科	—	医学プログラム
保健学科	看護学専攻	看護学プログラム
	理学療法学専攻	理学療法学プログラム
	作業療法学専攻	作業療法学プログラム

3 医学科に広島大学医学部医学科・大学院医歯薬保健学研究科連携 MD-PhD コース (以下 MD-PhD コースという。)を置く。

4 MD-PhD コースに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第 5 条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第 1 のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第 2 のとおりとする。

(履修手続)

第 6 条 各学期に開講する授業科目及び担当教員名等は、その学期の始めに公示する。

第 7 条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

2 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

第 8 条 他学部の学生は、本学部の授業科目を履修しようとするときは、前条第 1 項の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第 9 条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(第 1 年次に入学した者の既修得単位数等の認定)

第 10 条 広島大学既修得単位数等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)第 2 条第 1 項の規定に基づき定める第 1 年次に入学した者の既修得単位数等の認定単位数は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位数(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定については、広島大学医学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て学部長が行う。

3 既修得単位数等の認定を受けようとする者は、入学した年度の 6 月 30 日までに学部長に申請しなければならない。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 11 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に関する授業科目を履修して単位を修得した場合は、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(教育課程の修了)

第 12 条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表 1 及び別表 2 に規定する単位を修得することによる。

(単位数の計算の基準)

第 13 条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習は、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験及び実習は、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(試験)

第 14 条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 試験は、原則として当該授業科目の授業の終了した学期末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

附 則

- この細則は、平成16年6月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
 - 平成15年度以前に入学した学生については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、この細則に規定する授業科目を履修させることができる。
- 附 則(平成17.1.13 一部改正)
- この細則は、平成17年4月1日から施行する。
 - 平成16年度以前に入学した学生の教育課程履修方法等については、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則(平成18.3.31 一部改正)
- この細則は、平成18年4月1日から施行する。
 - 平成17年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則(平成18.12.7 一部改正)
- この細則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 平成18年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則(平成19.12.6 一部改正)
- この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則(平成20.3.5 一部改正)
- この細則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 平成19年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則(平成20.12.4 一部改正)
- この細則は、平成21年4月1日から施行する。
 - 平成20年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則(平成21.8.26 一部改正)
- この細則は、平成22年4月1日から施行する。
 - 平成21年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則(平成21.12.3 一部改正)
- この細則は、平成22年4月1日から施行する。
 - 平成21年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則(平成22.3.19 一部改正)
- この細則は、平成22年4月1日から施行する。
 - 平成21年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則(平成23.2.3 一部改正)
- この細則は、平成23年4月1日から施行する。

- 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。
- 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

(到達度の評価)

第15条 通則第19条の5に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

- 前項の到達度の評価は、別に定める教育プログラムの学習の成果の評価項目と評価基準に基づき、「極めて優秀」、「優秀」及び「良好」の3段階で行う。

(教員免許)

第16条 保健学科看護専攻の学生は、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得したときは、次に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類 養護教諭一種免許状

- 前項に定める授業科目及びその履修方法については、別に定める。

(休学)

第17条 学生は、休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生は、休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第18条 学生は、退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第19条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部に転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(登録プログラムの変更)

第20条 学生は、本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、転学科又は転専攻の許可を得なければならない。

- 転学科又は転専攻について必要な事項は、別に定める。

3 学生は、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学科の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学科の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第21条 本学部の卒業の要件は、本学部に通則第4条に規定する修業年限以上在籍し、かつ、別表第2に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

第22条 削除

(雑則)

第23条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会が定める。

2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24.3.19 一部改正)

1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に 2 項を加える改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 23 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25.3.19 一部改正)

1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26.3.27 一部改正)

1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 25 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27.3.19 一部改正)

1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28.3.17 一部改正)

1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 10 月 13 日 一部改正)

1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条～第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条～第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 1 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。))へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)(又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。))

(2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学

4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものに於て行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めるときは、当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めるときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(国際・平和・基金担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらなると認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠つたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者(広島大学森戸高等教育学院3+1プログラムに志願する者を除く。)は、次の各号(他の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場

台は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければなら
ない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の
長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。
(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければな
らない。

(検定料、入学科及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校のあるときは、
本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、
外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学
期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業料について14,800円の授業料を
所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに
該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学
間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされて
いるとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局
間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に
不徴収とされているとき。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学森戸高等教育学院3+1
プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは、履修する
期間に及び次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければなら
ない。

- (1) 3ターム 399,600円
- (2) 4ターム 532,800円

5 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第18条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。
第4章 雑則

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、
学部等が定める。

2 この規則に定めるもののほか、広島大学森戸高等教育学院3+1プログラム
の特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第
32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規
則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成28年9月21日規則第217号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

○広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条-第 10 条)
- 第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条-第 14 条)
- 第 5 章 雑則(第 15 条-第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

- 第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。
- 2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試験に合格したときにも授与する。
- (専攻分野の名称)
- 第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。
- 第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等
(博士の学位授与の申請及び受理)
- 第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。
- 3 第 2 条第 3 項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料 57,000 円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。))が、再入学しないで、退学したときから 1 年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。
- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。))に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- (審査委員会・試験委員会)
- 第 5 条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員 3 人以上からなる審査委員会を設ける。
- 2 教授会は、第 2 条第 3 項に定める試験を行うため、試験委員 3 人以上からなる試験委員会を設ける。
- 3 教授会においては必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試験委員に加えることができる。
- (試験及び試験の方法)
- 第 6 条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。
- 2 試験は、筆答試験及び口頭試験により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試験については、外国語は 2 種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めるときは、1 種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、試験に代えて試験とする。
- (審査期間)
- 第 7 条 博士の学位論文の審査及び試験又は試験は、学位論文を受理したときから 1 年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教

授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 授会において必要と認めるときは、当該研究若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試験の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したと

きは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法専攻及び作業療法専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	
情報科学部	情報科学	

別表第2(第3条第2項関係)

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学

	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
	公衆衛生学	保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
教育学研究科	教職修士(専門職)
法務研究科	法務博士(専門職)

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成16年4月1日規則第9号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則
(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第16条の2第3項及び第48条第4項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第49条第5項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第21条第1項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第22条第4項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等)に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によつて納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
- (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であつて、入学前1年以内において学生の学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学費負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者
- 2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
 - (1) 入学料免除申請書(別記様式第1号)
 - (2) その他学長が必要と認める書類

第3条 本学の学部等に学生として入学する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によつて納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、学費負担者が死亡した場合、本人若しくは学費負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認められる者
- 2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第2号)に前条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して

14日以内に提出しなければならない。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

- (1) 4月入学者 当該年度の8月末日
- (2) 10月入学者 当該年度の2月末日
- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生(以下「光り輝く奨学生」という。)に係る入学料の免除については、広島大学奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リダー育成プログラムの規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であつて、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学費の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ご

との授業料について全額又は半額を免除することができる。

- 2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀生の授業料免除については、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生の授業料免除については、広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(入学前奨学制度による奨学生に対する授業料免除)

第5条の4 広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については、広島大学入学前奨学制度規則(平成29年2月21日規則第6号)の定めるところによる。

(給付奨学金制度による給付奨学生に対する授業料免除)

第5条の5 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生の授業料については、全額免除とする。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のおり授業料を免除することができる。

- (1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額
- (2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学費負担者が死亡した場合、学生若しくは学費負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。
- (3) 授業料又は入学金未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額
- (4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学

当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

- 3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学費負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー養成プログラム履修に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー養成プログラム履修に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー養成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届けなければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。
(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則
(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」といふ。)第31条第4項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」といふ。)第36条第3項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」といふ。)の学部の第1年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第2条 通則第31条第1項及び第2項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第31条第3項又は大学院規則第36条第2項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第3条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4月入学者にあつては入学した年度の6月30日までに、10月入学者にあつては入学した年度の12月28日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の6月30日までに、別記様式第1号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」といふ。)の長に申請しなければならない。

第4条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第2条第1項及び第2項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第5条 所属学部等の長は、前条第1項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第2号又は別記様式第3号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかつたときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

○広島大学転学部の取扱いに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当決裁))

広島大学転学部の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第36条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における転学部の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第3条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12月15日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1月10日までに各学部の選考方法を公示するものとする。

(手続)

第4条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第1号)を2月1日から2月10日までに所属学部のチャーターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチャーターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第2号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第5条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を3月31日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第6条 転学部の許可の時期は、4月1日とする。

(配属年次)

第7条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として2年次とする。

(在学年限)

第8条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第9条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることとはできない。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 20 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生の転学部に関する取扱いについては、この細則による改正後の広島大学転学部の手続きに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 条各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認められたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによつて在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願ひ出なければならぬ。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第 6 条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第 2 条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前 2 条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第 7 条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに 1 単位に相当する授業料について 14,800 円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成 20 年 12 月 16 日規則第 172 号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第 8 条 現職教育職員については、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第 9 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第 10 条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第 11 条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第 12 条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第 13 条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めるときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第 14 条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めるとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 24 年 8 月 30 日規則第 119 号)

この規則は、平成 24 年 8 月 30 日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

○広島大學生表彰規則

(平成16年4月1日規則第14号)

広島大學生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
 - (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があつたと認められる者
 - (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
 - (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があつたと認められる者
- (表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育・東千田担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があつたときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日
学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。
(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成28年4月1日規則第86号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ

平成 17 年 2 月 10 日
学部長決裁

改正 平成 21.3.19

広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ

(趣旨)

第 1 この申合せは、広島大学医学部学生表彰内規(平成 17 年 2 月 10 日学部長決裁。以下「内規」という。)第 9 条の規定に基づき、広島大学医学部学生の表彰の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第 2 表彰の時点において、死亡又は卒業等により学籍を離れている者についても、その者が在学中に行った行為が死亡又は卒業等の後に高く評価されたときは、内規第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

(表彰候補者の推薦方法)

第 3 内規第 3 条に定める表彰候補者の推薦は、別記様式により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

(重複表彰)

第 4 重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された者に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

(表彰の方法)

第 5 表彰は、次の方法により行う。

- (1) 内規第 5 条により授与される表彰状の様式は、別に定める。
- (2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与することができるとする(例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)

(公表)

第 6 内規第 7 条による表彰を受けた者の公表は、医学部ホームページ及び医学部内掲示板等への掲示等の方法により行うものとする。

(表彰の基準)

第 7 表彰の基準は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究活動に関する表彰について

ア 学部生

学部生については、成績優秀者を表彰の対象とするものとし、選定する方法は、各学科に委ねるものとする。

イ 大学院生

大学院生については、研究論文、研究業績等が国内外の学界において特に高い評

価を受けた者がいる場合に、表彰の対象として考慮するものとする。

- (2) 課外活動に関する表彰について

ア 体育系

体育系の課外活動における成績としては、次の各レベルを想定することができるが、一応の目安として「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

- 体育活動でオリンピック、世界選手権、アジア大会、国民体育大会及び日本選手権等の権威ある競技会に出場した者
- 体育活動で全国規模の競技会での入賞者及びそれに準じる者
- 体育活動でブロック規模(西日本大会、中国・四国地区大会、中国地区大会)の競技会での優勝者及びそれに準じる者
- 医学系など限られた学生のみが参加できる体育系競技会では、全国大会あるいは西日本大会での優勝者

イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、次の各レベルを想定することができるが、一応の目安として「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

- 芸術・文化活動で権威ある国際レベル又は国内最高レベルのコンクール等に出場した者
- 芸術・文化活動で全国規模のコンクール等での高い評価を得た者及びそれに準じる者
- 芸術・文化活動でブロック規模(西日本大会、中国・四国地区大会、中国地区大会)のコンクール等での最も高い評価を得た者及びそれに準じる者

- (3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無、新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

- (4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され、医学部学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附 則

この申合せは、平成 17 年 2 月 10 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日 一部改正)

この申合せは、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。

○ 広島大学学生表彰基準

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生表彰基準

1 表彰の対象者について

表彰の時点において、死亡、卒業等により学籍を離れている者についても、その者の在学中に行った行為が死亡、卒業等の後に高く評価されたときは、広島大学学生表彰規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号。以下「規則」という。)第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

2 表彰候補者の推薦方法について

規則第 3 条に規定する表彰候補者の推薦は、所定の書面により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

3 審査会について

規則第 4 条に規定する審査会は、教育研究評議会の構成員を中心に、学長が指名する者若干人をもって組織するものとする。

4 重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

5 表彰の方法について

(1) 規則第 5 条の規定により授与される表彰状の様式は、別に定める。

(2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする(例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)

6 表彰の公表について

規則第 7 条の規定により表彰を受けた者の公表は、学報等に掲載することにより行うものとする。

7 表彰の基準について

(1) 学術研究活動に関する表彰について

ア 学部生

「成績優秀者」

①

各学部は、各年度において卒業する学生の中から、原則として 1 人の「成績優秀者」を選定し、推薦するものとする。

その他

②

上記の「成績優秀者」とはならなかったが、所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績をあげた者については、別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

イ 大学院生等

各研究科等は、研究論文、研究業績等が国内外の学界において特に高い評価(学会賞の受賞又は評価の高い学術誌への発表等)を受け、本学の名誉を高めた者がいる場合に表彰の対象として考慮するものとし、推薦は原則として 1 人とする。

(2) 課外活動に関する表彰について

ア 体育系

体育系の課外活動における成績としては、「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれぞれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

(3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無、新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され、本学学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 30 年 3 月 14 日 一部改正)

この基準は、平成 30 年 3 月 14 日から施行する。

○広島大学学生懲戒規則

(平成28年3月7日規則第20号)

広島大学学生懲戒規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第40条第3項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第41条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に及び、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ 有期の停学 3月未満の停学で、確定期限を付すもの

ロ 無期の停学 3月以上の停学で、確定期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

- (3) 退学 学生としての身分を失わせること。

(懲戒の要否等の決定)

第3条 懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は、学生による事件事故に係る原因行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとする。

2 原因行為の悪質性の認否に当たっては、学生の主観的態様、行為の性質、当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において、過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は、より悪質性が高いものとみなす。

3 結果の重大性の認否に当たっては、精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度、物的損害の有無及びその程度、当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(学部等の長の指導)

第4条 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、学部又は研究科(以下「学部等」という。)の長は、学生に対し、嚴重注意その他の指導(以下「学部等の長の指導」という。)を行うことができる。

(懲戒の処分量定の標準例)

第5条 懲戒の処分量定の標準例は、別表のとおりとする。

(事件事故の報告)

第6条 学生による事件事故(ハラスメント及び不正受験を除く。)が発生した場合は、当該学生が所属する学部等の長は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査を行い、その調査の結果を学長に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第7条 学部等の長は、事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては、原則として、学生から事情聴取を行わなければならない。

2 学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができるものとする。

3 事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ、学生が異議を述べている場合は、当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など、特別な状況があるときに限り、当該事実があったと認定できるものとする。

(審査会)

第8条 学長は、第6条の規定により報告があった事件事故について、懲戒を検討する必要があると認めるとき(ハラスメントにあっては、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則(平成16年4月1日規則第111号)第6条第2項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議した事案において、評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき)は、学生懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会は、副学長(学生支援担当)、当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若千人で組織するものとし、事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。

3 審査会は、第6条の報告(次項の規定により追加の調査を行った場合は、当該調査の結果の報告を含む。)に基づき、学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において、審査会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

4 審査会は、必要に応じて、学部等の長に対して、当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め、又は追加の調査を求めることができる。

5 審査会は、審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

(審査の結果の通知)

第9条 学長は、前条第5項の報告を受けたときは、審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(学部等における審査)

第10条 学部等の長は、前条の通知があったときは、学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるとする。

(評議会への諮問)

第11条 学長は、審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(懲戒の決定)

第12条 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(不正受験の取扱い)

第13条 学部等の長は、学生による不正受験が発覚した場合、学長に通報するとともに、当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

2 学長は、前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(懲戒の手続)

第14条 懲戒処分は、学生に処分通知書(別記様式第1号)を交付し、又は口頭により通知して行わなければならない。

2 処分通知書の交付を行う際に、これを受けべき学生の所在を知ることができない場合は、当該学生の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に対し民法(明治29年法律第89号)に定める公示の手続を行い、公示された日から2週間を経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の効力)

第15条 懲戒処分の効力は、処分通知書を学生に交付したとき、又は口頭により通知した時点で発生するものとする。

(停学期間)

第16条 停学の期間の計算は、暦に従って計算するものとし、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

(無期の停学の解除)

第17条 無期の停学の解除は、学生が所属する学部等の長からの申出により、学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第18条 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第19条 停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 停学を開始したターム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし、受験資格を満たしていないときは、この限りでない。

(2) 停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

第20条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様

式第2号)により学内に告示するものとする。

(証明書類等への記載の禁止)

第21条 本学が作成する成績証明書その他の証明書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容を記載してはならない。

(守秘義務)

第22条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報に正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 広島大学学生懲戒指針(平成16年4月1日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成22年9月21日学長決裁)は、廃止する。

3 この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

懲戒の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺行為	退学、停学又は訓告
	麻薬、覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培、売買、不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
	性的な迷惑行為(痴漢行為、のぞき見、盗撮行為等)、わいせつ行為(公然わいせつ、わいせつ物頒布等)、性暴力行為(強制わいせつ等)又はストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通事故等	飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等)を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学(無期)
	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は人身事故を起こした場合	退学又は停学(無期)

処分通知書

年度入学生
 学部・学科(研究科・専攻)
 学生番号
 氏名

広島大学通則第40条(広島大学大学院規則第41条において準用する広島大学通則第40条)の規定に基づき、
 に処する。

処 分 理 由

平成 年 月 日

広島大学長

不正受検	飲酒運転、暴走運転又は無免許運転	停学
	替え玉受験等の悪質な不正行為 カンニング等の不正行為 監督者の注意又は指示に従わなかった場合 研究活動におけるねつ造、改ざん又は盗用 研究費等の不正使用	退学又は停学 退学又は訓告 退学又は停学 停学又は訓告
研究活動上の不正行為	セクシュアル・ハラスメント行為、アカデミック・ハラスメント行為、パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学、停学又は訓告
	本学の知的財産を故意に喪失させる行為 本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。)	退学又は停学 退学、停学又は訓告
非違行為等	本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁又は拘束	退学、停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する器物の損壊、汚損又は失火(結果が重大なものに限る。)	停学又は訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
	授業、実習、研修等で知り得た個人情報(漏えい、紛失等の不適切な取扱い)	停学又は訓告
人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を助した場 その他、本学の信用を著しく失墜させる行為	退学、停学又は訓告 退学、停学又は訓告	

懲戒告示

このたび、本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため、広島大学通則第40条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、告示する。

今後このような不祥事が再発しないよう、学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要

懲戒の種類

処分年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

広島大学長

○広島大学エクセレント学生スカラシップ規則

(平成18年4月18日規則第91号)

広島大学エクセレント学生スカラシップ規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項の規定並びに広島大学大学院規則第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第24条において準用する広島大学通則第56条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に關し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレント学生スカラシップとする。

(方法)

第3条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第4条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第5条 学長は、広島大学エクセレント学生スカラシップ実施要綱(平成18年4月3日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に知するものとする。

(候補者の選考)

第6条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。

3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第7条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第8条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレントスチュエーデントスカラシップの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○広島大学学生生活に関する規則

(平成16年4月1日規則第15号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則2号)第56条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届けてその指示を受けるものとする。(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部以上をわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前3項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
 - (2) 団体の目的
 - (3) 連絡先
 - (4) 代表責任者の氏名
 - (5) 所属学部別の構成員数
- (学生又は学生団体の施設使用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として3日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的

(2) 日時及び場所

(3) 責任者の氏名

(4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。

(2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。

(3) 掲示物の掲出物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とする。

(4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、

掲示責任者において撤去すること。

(5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

○広島大学学生証取扱細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成16年4月1日規則第15号)第2条第2項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第3条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければならない。認めない。

(有効期間)

第4条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第6条から第9条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第22条第1項又は大学院規則第32条第1項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から1年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後1年を経過する日までとする。

(提示)

第5条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第6条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第7条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第8条 学生は、学生証を紛失したとき、若しくは著しく損傷したとき、若しくは記載事項に変更があったとき又は学生証の有効期間を超えて在学しようとするときは、速やかに再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条第2項を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)、科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に準用する。この場合において、第2条中「入学、転学部転学科をしたとき」とあるのは特別研究学生にあっては「受入れを認められたとき」と、特別聴講学生及び日本語等予備教育生にあっては「受入れを許可されたとき」と、「所属の学部又は研究科」とあるのは研究生にあっては「所属の学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、日本語等予備教育生にあっては「国際センター」と、第4条第1項中「学部」にあっては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第4条に定められた修業年限、研究科にあっては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第6条から第9条までに定められた標準修業年限とあるのは研究生にあっては「許可された履修期間」と、科目等履修生及び特別聴講学生にあっては「許可された履修期間」と、特別研究学生にあっては「受入れ期間」と、日本語等予備教育生にあっては「許可された研修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生、科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生、科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生又は日本語等予備教育生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成29年3月31日 一部改正)

この細則は、平成29年3月31日から施行する。

○ 広島大学ピアサポーターチーム規則

(平成16年4月1日規則第130号)

広島大学ピアサポーターチーム規則 (趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第56条の規定に基づき、広島大学ピアサポーターチームの設置等に関する必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピアサポーターチーム(以下「ピアサポーターチーム」という。)を置く。

(組織)

第3条 ピアサポーターチームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

- (1) 本学が実施する広島大学ピアサポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピアサポーター」という。)数十人
 - (2) 本学が実施する広島大学ピアドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピアサポーターに助言をする者(以下「ピアドバイザー」という。)若干人
 - (3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピアサポーター及びピアドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人
- 2 ピアサポーター及びピアドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 専門アドバイザーの任期は、本学の専任教員である者にあつては2年、学外の者にあつては1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第4条 ピアサポーターチームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。
- 2 室長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (設置場所)
- 第5条 ピアサポーターチームは、学生プラザ4階に設置する。
- (開室時間)
- 第6条 ピアサポーターチームの開室時間は、原則として、通則第9条に規定する休業日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
- (事務)
- 第7条 ピアサポーターチームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処

理する。
(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、ピアサポートルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(平成16年4月1日規則第129号)

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、修学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第3条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができ。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第5条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第6条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び畿地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成28年6月21日規則第160号)

この規則は、平成28年6月21日から施行し、この規則による改正後の広島大学障害学生(修学等)の支援に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成16年4月1日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成16年4月1日規則第129号)第6条第2項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1、②普通文字の読み上げ、③録音テープの再生、④フロッピーディスク *2、などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1、②口頭、③テープ録音、④ワープロ *3、などによる。
- 3 上記1及び2のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4、②口頭 *5、③テープ録音、④代筆 *6、などによる。

- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 *7 などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記1に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びびチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びびチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種類や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の1.5倍
 - (2) 弱視者に対しては1.3倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては1.3倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により1.3倍又は1.5倍の時間延長が認められている。
- 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後も授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
- 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びびチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。
- 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験でき

ない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。

* 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかかすることを考慮する必要

がある。
また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とするところがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。

点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②音読点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。

* フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。

* 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。

* 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手の指でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者もいる。

* 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。

* 代筆者の選定にあたっては、上記*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないと慣れている者を代筆者にすることが必要になることもある。

* ニケーションに慣れている者が必要な場合がある。

* 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がある。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたうえで、自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。

2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)

なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。

3 申請をうけた教務担当は、必要があれば当該学生及びびチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びびチューター(指導教員)と特別措置の措置状況報告

E 特別措置の措置状況報告
特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成17年11月1日 一部改正)

この申合せは、平成 17 年 11 月 1 日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成 17 年 7 月 15 日から適用する。

(略)

(注)平成 20 年 5 月 14 日 一部改正

この申合せは、平成 20 年 5 月 14 日から施行する。

○ 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日 学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院 1 規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に關し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 この要項は、ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各 3 号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピアサポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 4 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第 6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかなる場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 7 証明書の発行に關する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第 8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

証明願 広島大学長 殿	<p style="text-align: center;">学部(研究科)等 氏 名</p> <p>このことについて、下記のとおり社会貢献活動に従事しましたので、証明願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 従事した社会貢献活動 (具体的に)</p> <p>2 従事した期間</p> <p>3 その他参考となる事項</p> <p>上記のとおり推薦しますので、証明書の発行をよろしく願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(所属する学部, 研究科又は専攻科の長) 広島大学 長 印</p>
--------------------	---

備考 証明願の提出に当たっては、可能な限り社会貢献活動を証明する書類等を添付してください。

学章 証明書 氏 名 学部(研究科)等 生 年 月 日 大学印	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p>上記学生は、次のとおり社会貢献活動に従事したことを証明します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">従事した社会貢献活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事した期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特記事項</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">広島大学長 印</p>	従事した社会貢献活動		従事した期間		その他特記事項	
従事した社会貢献活動							
従事した期間							
その他特記事項							

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。

(2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。

2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒規則(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)により懲戒処分を行う。

3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

(略)

(注)(平成 30 年 3 月 9 日 一部改正)

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

○広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に關し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者
- 2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者
- 第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならぬ。
- (1) 研究生許可願(別記様式)
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書
 - (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書
- 2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認めるときは、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願ひ出てその許可を受けなければならぬ。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならぬ。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があらがないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条

第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

広島大学研究生規則医学部取扱内規

平成 18 年 3 月 6 日
学部長決裁

広島大学研究生規則医学部取扱内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学研究生規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)第 5 条の規定に基づき、広島大学医学部における研究生の研究期間及び願い出期限の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究期間の特例)

第 2 条 研究開始日は随時とし、研究終了日は研究開始日の属する学期又は学年の末日を原則とする。

(願い出期限の特例)

第 3 条 願い出期限は、研究を開始しようとする日の 3 日前までとする。

附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入学する者から適用する。

○広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」といふ。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」といふ。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」といふ。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」といふ。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」といふ。)を含む。以下「外国人研究生」といふ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者

(2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者

(3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならぬ。

(1) 外国人研究生許可願

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書

(4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)

(5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書

(6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならぬ。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならぬ。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の責ががらがないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する特別聴講生(広島大学学生交流規則(平成16年4月1日規則第7号)第2条第2項に規定する特別聴講生をいう。)が、履修期間終了後から当該学期末まで、外国人の研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同利用施設に入学を希望し、受入れを許可された場合は、当該者に係る検定料、入学料及び研究料は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

(1) 履修期間が終了するまでに本学大学院に入学するために入学試験を受験し、学生として本学大学院に入学が認められた者又は試験の結果が出ない者

(2) 履修期間終了後から当該学期末までに学生として本学大学院に入学するために入学試験を受験する者

(3) 履修期間を終了した次学期から外国人の研究生として本学大学院に入学する者(研究期間終了後、本学大学院に学生として入学を希望する者に限る。)

2 前項の外国人の研究生が次のいずれかに該当するに至ったときは、研究の許可を取り消す。

(1) 本学大学院の入学出願手続又は研究の願い出を期日までに行わなかったとき。

(2) 本学大学院の入学試験を受験しなかったとき。

(3) 本学大学院の入学試験の結果が不合格となったとき。

(4) 本学大学院への入学手続を期日までに行わなかったとき。

3 前項の規定にかかわらず、同項第3号に該当するに至った者が次学期から外国人の研究生として大学院に入学を希望するときは、研究許可の取消しは行わない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学科料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成29年2月27日規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成16年4月1日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成16年4月1日規則第115号)第9条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する自動車(自動車二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動車二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究科、図書館、教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、グローバル化推進室、監査室、理事室及び東広島地区運営支援部をいう。

(入構制限)

第3条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証、利用登録証又は構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に配属又は所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、本学の公用車、消防車等の緊急自動車、構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上、必要があると認められる自動車に対しては、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が入構の許可を行うことができる。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第4条 前条第1項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に配属又は所属する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

- 第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要経費を負担する。
- 3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

	区分	金額
1	第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
	(1) 駐車場を利用する期間1年	6,000円
	(2) 駐車場を利用する期間半年	3,000円
2	第4条第4号又は第5号に該当する者	無料

- 4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であつて、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額とする。
- 5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があつたときは、当該各号に規定する額を当該利用者へ返還するものとする。ただし、当該返還の請求が、入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかつた場合は、この限りでない。

- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額
- (2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となつた場合 納付した額
- (3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなつたため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額
- (4) 錯誤による納付があつた場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額
- (5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

- イ 学部学生の1年次生及び2年次生
- ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者
- ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者
- (3) 商用等のため構内を訪れる業者
- (4) 部局等に配属若しくは所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの。
- イ 職員にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となつている者
- ロ 学生にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となつている者で、安全教育を受講しているもの
- (5) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者
- (6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者(構内駐車証等の申請が可能期間等)

第5条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する者 次に掲げる期間
- イ 毎年理事が定める日から4月15日まで
- ロ 毎年理事が定める日から10月15日まで
- ハ 4月16日以降及び10月16日以降(ただし、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。)
- (2) 前条第4号から第6号までに該当する者 随時
- 2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
- 3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があつた場合は、部局等の長は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。
- (1) 業務上自動車を必要があると認められる者 1週間
- (2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要なる者 1月
- (3) 疾病等により自動車を必要があると認められる者 3月
- 4 前条の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。
- (1) 部局等以外に配属又は所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。
- (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。
- (経費等)

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、第3条第3項に規定する自動車にあっては許可された期間、臨時構内駐車証にあっては当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。

(3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。

(6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第3の告知書を当該車両に掲示した上、車両番号を記録する。

(2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。(事故処理等)

第14条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。(臨時の規制)

第15条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成29年4月28日 一部改正)

この細則は、平成29年4月28日から施行し、この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

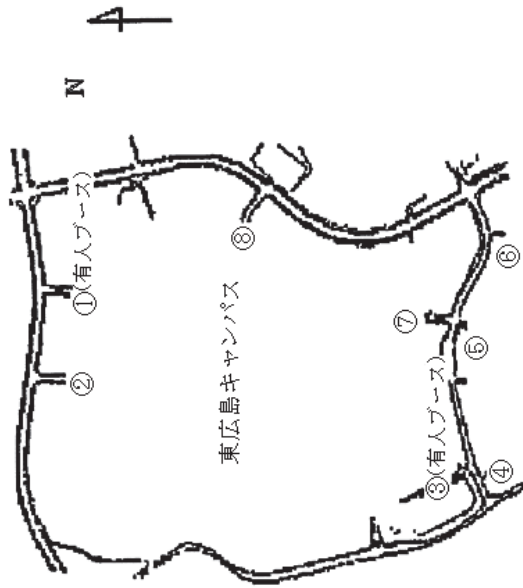
別紙第1(第5条第2項関係)

区分	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請者	申請書の受付及び交付担当(以下「受付担当」という。)	交付申請書等
自動車	職員証又は学生証	理事が定める日から4月15日又は理事が定める日から10月15日	職員 (第4条第1号に該当する者)	配属又は所属部署等の支援室	理事が定める様式
	学生 (第4条第2号に該当する者)				
	利用登録証		商用等のため構内を訪れる業者 (第4条第3号に該当する者)	東広島地区運営支援部共通事務室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
	職員証又は学生証	4月16日及び10月16日以降(駐車場に余裕がある場合のみ受付)	職員 (第4条第1号に該当する者)	配属又は所属部署等の支援室	理事が定める様式
	利用登録証		学生 (第4条第2号に該当する者)		
	職員証又は学生証	随時	商用等のため構内を訪れる業者 (第4条第3号に該当する者)	東広島地区運営支援部共通事務室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
	職員証又は学生証		職員 (第4条第4号に該当する者)	配属又は所属部署等の支援室	理事が定める様式
	構内駐車証(別記様式第2号)		教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者(第4条第5号に該当する者)	用務先の支援室	
	職員証又は学生証	随時(駐車場に余裕がある場合のみ受付)	職員 (第4条第6号に該当する者)	配属又は所属部署等の支援室	理事が定める様式 交付申請理由書(様式自由)

随時構内駐車証(別記様式第3号)	随時	職員 学生 外来者	第1ゲート及び第3ゲート	紛失届 (別記様式第4号)
	構内駐車証等を紛失した時	構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者	当初交付又は貸与を受けた際の受付担当	

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

- (1) 平日
- ・ 終日規制を行う。

ただし、許可を受けていない職員、学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18:00以降ゲート①(18:00~6:00)を利用することができる。また、16:30以降ゲート④(16:30~21:00)を開放する。

- (2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間
- ・ 昼間(6:00~21:00)の規制は行わない。

参考

- 春季休業 (4月1日~4月8日)
- 夏季休業 (8月1日~9月30日)
- 冬季休業 (12月24日~1月7日)
- 学年末休業 (2月12日~3月31日)

別紙第3(第12条関係)

告知書

この車両は、広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則に下記のとおり違反していただきますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間
 広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内駐車証がありません。
2. 構内駐車証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、外来者用の駐車場です。
5. この場所は、身障者用の駐車場です。
6. この車両は、長期間放置された車両です。

措置(○印が措置事項)

1. 違反車両については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。
2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。

○広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則
(平成16年4月1日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則
(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成16年4月1日規則第15号)第9条の規定に基づき、広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をい、
「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究所、図書館、学内共同教育研究施設及び東広島地区運営支援部東千田地区支援室(以下「支援室」という。)をいう。
(入構制限)

第3条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又はパスカードのいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に配属又は所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の許可を受けた者以外で、自動車により入構しようとするときは、臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上、業務先の確認印及び駐車券とともに支援室へ提示し、関係の部局等の長の許可を得なければならない。

4 支援室は、前項の許可を受けた者に対して、駐車券の無料認証を行うこととする。

(構内駐車証等の交付申請資格等)

第4条 前条第1項に定める構内駐車証等交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に配属又は所属する職員(第7号イに該当する者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

(2) 本学の学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において第7号ロに該当する者を除く。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ構

内への通学が困難であり、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者。ただし、次に該当する者を除く。

イ 学部学生の1年次生

ロ 広島市内(中区、南区、西区及び東区に限る。)在住者。ただし、勤務先が遠隔地である者又は公共の交通機関が極端に少ない地域に居住している者と認められるときは、この限りでない。

(3) 放送大学広島学習センターの職員(第8号に該当する者を除く。)

(4) 放送大学広島学習センターの学生(第8号に該当する者を除く。)

特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

(5) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(6) 商用等のため構内を訪れる業者

(7) 部局等に配属又は所属する職員及び本学の学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの

イ 職員にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 本学の学生にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの

(8) 放送大学広島学習センターの職員及び学生のうち障害者手帳の交付を受けている者

(9) 本学における教育、研究又は診療のため学外から構内を訪れる者

(10) その他教育研究の遂行のため時に必要があると理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が認めた者
(構内駐車証等の申請期間等)

第5条 構内駐車証等交付申請期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号から第6号までに該当する者にあつては、毎年4月1日から4月15日まで、又は10月1日から10月15日までとし、それ以外の期間は、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。

(2) 前条第7号から第10号までに該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

2 構内駐車証等の様式及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
(整理業務等)

第6条 車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については、本学が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構及び駐車許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前7時から午後11時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
- (2) 利用者の負担金の額は、車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。

(3) 前号に規定する利用者(第4条第1号から第6号までのいずれか又は第10号に該当する者に限る。)の負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
イ 駐車場を利用する期間1年	10,000円
ロ 駐車場を利用する期間半年	5,000円
ハ 駐車場を利用する期間1月	1,000円

3 利用者の負担金については、次に掲げる者にあつては、これを免除することができる。

- (1) 第4条第7号、第8号又は第9号に該当する者
- (2) 二輪車により入構する者
- 4 第3条第3項の許可を受けずに入構した者(以下この項において「一般外来者」という。)が負担する経費に関し必要な事項は、理事が定める。
- 5 特別の事情により第2項第3号の表に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であつて、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。

6 利用者の負担金は、現金により納付するものとする。

7 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者から所定の様式により、納付した利用者の負担金の返還の請求があつたときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求の対象となる事実が発生した日の属する年度の3月末日までに、当該返還の請求が受理されなかつた場合は、この限りでない。

- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額
- (2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となつた場合 納付した額
- (3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなつたため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額

(4) 錯誤による納付があつた場合 第2項第3号の表に規定する利用者の負担金の額を超えて納付した額

(5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額

(6) 本学の学生が休学又は卒業した場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額

(7) 放送大学広島学習センターの職員及び学生並びに構内において食堂、売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員が構内への入構を要しなくなつた場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額

(8) その他理事が認めた場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期間)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、5月1日から翌年の4月30日までの間とする。

(ゲートの運用)

第9条 車両により入出構できる時間等については、原則として午前7時から午後11時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、理事が指定する者(以下「警備員」という。)に申し出て入出構することができるものとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従つて運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、警備員が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、第10条の規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第2の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、本学の学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部長等の長、学外者にあっては用務先の部長等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第14条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
- (2) 消防車等の緊急自動車
- (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両
- (4) その他学長が特別に認めた車両
(事故処理等)

第15条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第16条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則の規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成13年11月13日制定)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成29年5月8日 一部改正)

この細則は、平成29年5月8日から施行し、この細則による改正後の広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

別紙第1(第5条第2項関係)
(常時又は一定の期間入構する者)

自動車	臨時入構許可申請書・証明書(別記様式第4号) ・臨時に入構する者	職員 外来者	東千田地区支援室	東千田キャンパスへ業務により入構する場合は、臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上、駐車券とともに支援室へ提示することとし、支援室において入構許可を受けたものと確認できる場合は、駐車券の認証を行うこととする。
-----	-------------------------------------	-----------	----------	--

区分	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請者	担当係	申請書の種類	備考
自動車	構内駐車証(別記様式第3号) バスカード(別記様式第5号) ・常時又は一定の期間入構する者	4月1日～4月15日	職員 (第4条第1号又は第7号-Iに該当する者) 学生 (第4条第2号又は第7号-IIに該当する者) 放送大学等の職員・学生 事業所の職員・業者 (第4条第3号、第4号、第5号、第6号又は第8号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等 交付申請書(別記様式第1号)	
		上記以外の期間は駐車場に余裕がある場合のみ受付	同上	同上	同上	・受付する場合は、東千田地区支援室から各部署等へ連絡する。
		随時	職員 学生 (第4条第9号又は第10号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等 貸与申請書(別記様式第2号)	

(臨時に入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	受付期間	申請者	受付場所	備考

別紙第2 指導及び取締り等(第12条関係)

告 知 書

この車両は、広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則に下記のとおり違反して
いますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間 :
広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内通行証がありません。
2. 構内通行証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、身障者用の駐車場です。
5. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・ 車両を動かさないように固定しております。
- ・ 固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記載の上、固定解除承諾書に、学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部長等の長、学外者にあつては用務先の部長等の長の署名、押印を受けて、日曜日及び休日を除き、午前9時から午後5時までに警備員室へ出頭してください。
- ・ 出頭しないで車両を動かしたために生じた移送費、保管費、損害については、広島大学は一切責任を負いません。

固定解除承諾願

平成 年 月 日

運転者氏名 _____

住所・連絡先 _____

車両番号 _____

以後、「広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則」を遵守いたしますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いいたします。

固定解除承諾書

平成 年 月 日

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

署名 _____

○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則
(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。))におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。))の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。))の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手か、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。))の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

- (1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。
- (2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。))が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。))のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

- 第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事実ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。
- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の報告等の必要を認めるときは、これを行う。
- 6 前項の報告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。
(措置等の決定)
- 第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。
- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。
(措置等の実施)
- 第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じし告知するものとする。
- (告知及び不服申立て)
- 第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。
- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。
(雑則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

(略)

附 則(平成28年3月31日規則第63号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第 3 条 早期履修を実施する研究科、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第 4 条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科が定める GPA の値を上回る者

(申請手続)

第 5 条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第 6 条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第 7 条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第 8 条 履修科目として申請することができる単位数は、10 単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第 9 条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第 3 号)により、当該授業科目を

開設する研究科の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

3 第 1 項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第 10 条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 29 条及び第 30 条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第 11 条 第 6 条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10 単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項に規定する研究科が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)第 2 条第 2 項に規定する認定単位数等に含めるかどうかは、各研究科が定める。

3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第 12 条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 30 年 3 月 5 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 30 年 3 月 5 日から施行する。
- 2 この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、平成 27 年度入学生から適用する。

別表(第 3 条関係)

(略)

○ 広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(平成22年3月5日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第25条第2項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第2条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第3条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目については、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育・東千田担当)が定める時間の授業をもって1単位とする。(開設)

第4条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理教室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育・東千田担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第5条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。

(単位の取扱い)

第6条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育・東千田担当)が定める。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成30年3月5日 一部改正)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条第1項関係)

区分	科目名	単位数	開設研究科等
基礎	アドバンスト・イングリッシュ I	2	外国語教育研究センター
	プレ・アカデミック・イングリッシュ II	2	
	人文社会系キャリアデザイン I (キャリア理論)	1	グローバルキャリアデザインセンター
	人文社会系キャリアデザイン II (キャリア開発)	1	
	理工系キャリアデザイン I (コミュニケーション・プレゼンテーション)	1	
	理工系キャリアデザイン 2 (フアシリテーション)	1	
	ストレスマネジメント	2	
	リーダーシップ手法ーキャリア開発の視点からー	1	
	高度イノベーション人材のためのキャリアデザイン I	1	
	イノベーション・マネジメント	1	
	高度イノベーション人材のためのキャリアデザイン II	1	
	イノベーション演習	2	
	長期インターンシップ	2	
	英語論文執筆のためのアカデミック・ライティング	1	ライティングセンター
	論文英語修辞学 I	1	
論文英語修辞学 II	1		
学問と社会	2	教育本部	

文明共存論	2	総合科学研究科
英米社会論(国際関係)	2	
コア科目 A(現代リスク論)	2	
コア科目 B(現代リスク論)	2	
コア科目 A(総合情報論)	2	
コア科目 B(総合情報論)	2	
コア科目 A(文明と環境)	2	
コア科目 B(文明と環境)	2	
コア科目 A(創造と想像)	2	
コア科目 B(創造と想像)	2	
総合人間学	2	文学研究科
学術文章の書き方とその指導法ー大学教員を目標してー	2	教育学研究科
大学教員養成講座	2	
大学院生のための学術情報検索	2	
グローバル法政特講(地球市民と平和)	2	社会科学研究科
理学融合基礎概論A	2	理学研究科
社会実践学融合特論	2	
科学コミュニケーション概論	1	
研究倫理(Research Ethics)	1	
コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
MOTとベンチャービジネス論	2	工学研究科
技術戦略論	2	
知的財産及び財務・会計論	2	
技術移転論	2	
MOT and Venture Business	2	
Technology Transfer	2	
学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
生命倫理ダイアログ演習	1	
General Biosphere Science(1)	2	
General Biosphere Science(2)	2	
生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
健康生活科学	2	
平和共生特論	2	国際協力研究科
環境管理特論	2	
経済開発政策特論	2	

教育開発特論	2	
アジア文化特論	2	
平和と安全	2	
恒久的平和と文化	2	
東アジア法	1	法務研究科
サステナブル物質科学	2	自然科学研究支援開発センター
生命科学概論	2	先端物質科学研究科
Practical work on writing reports and presentation(1)	2	生物圏科学研究科
Practical work on writing reports and presentation(2)	2	
科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
能力開発特論	2	

○ 学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日
副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができない。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0~100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

【計算式】

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
(2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
(3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができない。
5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

2. ただし, 特別な理由により, 5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。

III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし, 単位認定する場合, 成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし, 単位認定する場合, 原則として成績評価は付さない。ただし, 協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り, 学級等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を単位認定する場合, 学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は, 認定と表示する。

IV 適用について

1. この取扱いは, 平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては, この取扱いにかかわらず, なお従前の例による。

(注) (平成22年3月16日 一部改正)

この改正は, 平成22年4月1日から適用する。

(注) (平成23年3月10日 一部改正)

この改正は, 平成23年4月1日から適用する。

(注) (平成27年1月7日 一部改正)

この改正は, 平成27年4月1日から適用する。

○気象警報の発表、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて
平成24年2月13日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発表、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第1 授業を一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育・東千田担当)以下「理事」という。)の判断を必要としない一斉休講
広島地方気象台から、特別警報が広島市又は東広島市に対して発表された場合は、その地域に所在するキャンパスのすべての授業を一斉休講とする。
ただし、東広島市に対して波浪又は高潮の特別警報のみが発表された場合は、一斉休講は行わない。

2 理事の判断を必要とする一斉休講
次の場合で、各キャンパスにおける授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当該キャンパスの当日の授業を一斉休講とする。なお、震キャンパス(東千田キャンパス)において(1)から(3)までの場合により一斉休講とするときは、東千田キャンパス(震キャンパス)においても同様に一斉休講とする。
一斉休講とする授業時間の範囲とその判断時刻の目安は3.のとおりとする。

- (1) 広島地方気象台から、大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市に対して発表された場合
- (2) 台風の接近等によりあらかじめ広島市又は東広島市に対して大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報の発表が予想される場合
- (3) JR山陽本線の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

3 一斉休講する授業時間の範囲と判断時刻の目安

一斉休講とする授業時間の範囲	判断時刻
8:45 から 12:10 までに開始される授業	06:45 頃まで
12:50 から 17:05 までに開始される授業	10:50 頃まで
17:30 から 19:40 までに開始される授業	16:00 頃まで

4 一斉休講時における授業実施の特例
一斉休講時において授業を実施できる特例は、次のとおりとする。
(1) インターンシップや野外実習、ボランティア活動等一斉休講措置としたキャンパス内で開講されない授業で、受講生の安全が確実に確保されていると開設部局の長等が判断した場合

は、当該授業を実施できる。
(2) 双方向システムによる授業で、配信先のキャンパスのみが一斉休講である場合は、配信先キャンパスでの受講生に対して当日配付資料の配付、レポート提出等により当日の授業を補完し、受講者間で教育内容に差が生じないと開設部局の長等が判断した場合に、配信元の授業を実施できる。

第2 第1以外の取扱い

第1 の取扱いに基づき、開設部局等の長は授業を休講とすかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第3 その他

第2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

第4 適用

この取扱いは、平成28年10月1日から適用する。

27 広島大学震地区体育館使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学震地区体育館及び広島大学震地区課外活動等共用施設内規第6条の規定に基づき、広島大学震地区体育館（以下「体育館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 体育館は、次の用途に使用するものとする。

- (1) 震地区に所在する部局が承認する体育系学生団体が行う課外体育活動
- (2) 震地区に所在する部局の学生及び職員のスポンズ活動
- (3) 医学部長が適当と認められた行事等

(使用日時)

第3条 体育館を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間以外の日とする。

- (2) 使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、月曜日から金曜日の午後5時以降及び土曜日の午後3時以降は、体育活動以外には使用できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用手続)

第4条 体育館を使用しようとするときは、別紙様式により使用しようとする3日前までに所属部局の事務部を経て医学部長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第5条 使用責任者は、使用を中止しようとするときは、直ちに医学部長に届け出るものとする。

(遵守事項)

第6条 体育館を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 他の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用時間を遵守し、土足での出入りはしないこと。
- (4) 火気は使用しないこと。
- (5) 指定の場所以外では喫煙をしないこと。
- (6) 飲食物の持込はしないこと。
- (7) 指定の場所以外に掲示や貼り紙をしないこと。
- (8) 使用許可を受けた場所、備品又は用具以外のものを無断で使用しないこと。
- (9) 施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、速やかに係員に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) 使用後は、清掃をするともに、使用物品を整理整頓し、消灯及び戸締りを行うこと。
- (11) 係員の指示事項を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第7条 医学部長は、使用者が第6条の規定に違反したときは、使用の許可を取り消すことがある。

2 医学部長は、前項に規定する場合のほか、公務上必要があると認められた場合は、使用条件を変更し、又は体育館の全部若しくは一部の使用を取り消すことができる。

(損害賠償)

第8条 使用者が、故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 体育館に関する事務は、学生支援室において処理する。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、体育館の使用に関し必要な事項は、医学部長が定める。

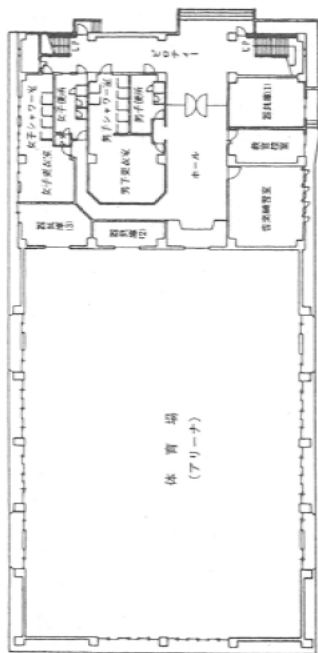
附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

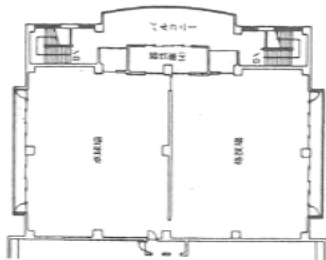
〈霞体育館平面図〉

鉄筋コンクリート造、1部4階建
昭和58年5月7日開館

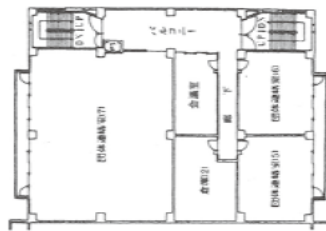
1階



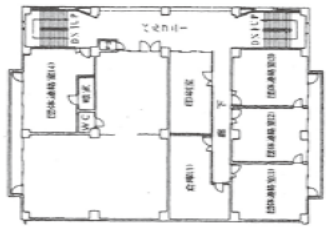
4階



3階



2階



(面積)

区分	1階	2階	3階	4階	階計
体育場	814				814
音楽練習室	49				49
格技室		179			179
卓球場		186			186
団体連絡室(7室)		138	284		422
器具庫・倉庫(6室)	92	34	34	16	176
会議室			27		27
印刷室		27			27
その他	250.23	208.11	62.11	41.10	561.55
計	1,205.23	407.11	407.11	422.10	2,441.55

○広島大学医学部自治会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、広島大学医学部自治会と称する。
- 第2条 本会の事務局は広島大学医学部内におく。
- 第3条 本会は、会員の自治精神の昂揚並びに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は本学部の学生を正会員とし、別に卒業生を会友とする。
- 第5条 本会は、医学部長を名誉顧問とし、顧問には本学部教職員の中より、本会役員が委託する。

第6条 本会はその目的達成のために次の機関をおく。

- (1) 広島大学医学部自治総会
- (2) 広島大学医学部自治会代議員会
- (3) 広島大学医学部自治会役員会

第2章 自治会総会

- 第7条 自治会総会は最高の権限を有する議決機関である。
- 第8条 自治会総会は正会員によって構成される。
- 第9条 自治会総会は、正会員の3分の1以上の要請がある場合召集される。
- 第10条 自治会総会は、正会員の3分の1以上の出席によるのみ成立し、出席人数が正会員の3分の1を下回った時点で流会とする。また、その議決は出席者の過半数をもって議決される。

第11条 総会に際しては次の議員団3名を選出する。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 1名
- (3) 書記 1名

第12条 自治会総会議長は議会の運営を総括し、副議長は議長を補佐するとともに、議長に事故ある時は、その任務を代行する。ただし議長は議決権を持たず、議決が2分した場合は議長に一任される。

第3章 代議員会

第13条 代議員会は自治会総会に次ぐ議決機関であって、代議員会の任務は次の通りである。

- (1) 役員会又は代議員から選出された事項の議決を行う。
 - (2) 自治会の予算案並びに決算の承認、会計監査を行う。
 - (3) 自治会細則を定める。
 - (3) 自治会総会、代議員会での議事内容を広報する。必要な場合にはクラス討論を行う。
- 第14条 代議員会は、各学年の代表者および各学科の代表者によって構成される。また欠員が生じた場合にはただちに補充される。その選出に関しては細則を別に定める。
- 第15条 代議員会は次の場合に議長より召集される。

- (1) 役員会不信任案が代議員会で可決されたとき
 - (2) 正会員の2分の1以上の署名による役員会リコール要求が自治総会もしくは代議員会に提出されたとき。
- 第31条 役員会の総辞職は、代議員会の承認を得なければならぬ。
- 第5章 運動部・文化部
- 第32条 本会は第3条の目的達成のため、運動部および文化部を設け運営する。これに関する細則は別に定める。
- 第6章 会計
- 第33条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。
- 第34条 会員は入会金を納付しなければならない。これに関する細則は別に定める。
- 第35条 臨時会費徴収のある場合は、第16条により徴収し得る。
- 第36条 本会の会計年度は5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。
- 第37条 経費の保管および支出は会計局が掌り、自治会長がその責を負う。
- 第38条 会計報告は年1回会員に対して行われる。
- 第7章 会則の改正
- 第39条 会則の改正は自治会総会の議決による。

- (1) 定例代議員総会(年1回)
 - (2) 役員会からの要請がある場合
- 第16条 代議員会の決議は、出席者の過半数をもって議決される。ただし、代議員の2分の1以上の出席を要する。
- 第17条 代議員会の議長は自治会長が、副議長は自治副会長がその職務を兼任する。
- 第18条 代議員会議長は議会の運営を総括し、副議長は議長を補佐すると共に、議長に事故ある時はその任務を代行する。ただし議長ならびに副議長は議決権を持たず、議決が2分した場合は、議長に一任される。
- 第19条 代議員の辞任においては、その選出母体の過半数の承認を得なければならぬ。
- 第20条 各代議員は、代議員議長に対してその選出母体の過半数の署名による罷免要求が提出された場合に罷免される。
- 第4章 役員会
- 第21条 役員会は、自治会総会および代議員会の決定に従い、本会の活動を統轄し、執行する。
- 第22条 役員会は、定例代議員会に活動方針、予算案ならびに決算報告をしなければならぬ。
- 第23条 役員会は次の役員で構成される。
- (1) 自治会長 1名
 - (2) 自治副会長 1名
 - (3) 会計局長 1名
 - (4) 広報局長 1名
 - (5) クラブ運営局長名 1名
 - (6) 庶務局長 1名
 - (7) 第25条に定める専門局長 1名
- 第24条 自治会長は、本会の代用者にして運営全般を総括する。その選出に関しては細則を別に定める。
- 第25条 各役員は自治会長の任目によって決定される。この時、役員は代議員と兼任できない。
- 第26条 自治副会長は自治会長を補佐し、自治会長に事故ある時は、これを代行する。
- 第27条 各局長は、必要に応じて局長を任命することができる。
- 第28条 自治会長が必要と認めた場合、新たな専門局を設置できる。
- 第29条 役員任期は5月1日から翌年の4月30日までの1年とし、年度途中に選出された役員はその人気は次年度の4月30日までとする。但し、年度途中で役員会の解散が可決された場合は第30条に従う。
- 第30条 次の場合役員会は解散し、新たに自治会長を選出し役員会を構成しなければならぬ。

○広島大学医学部自治会細則

第1章 自治会長選出

第1条 代議員会は自治会長の選出を管理する。

第2条 代議員会は4月15日までに自治会長選挙の公示をしなければならぬ。但し、役員会が総辞職又はリコールにより解散した場合は、その解散が決定した日から3日以内に自治会選挙の公示をしなければならぬ。

第3条 自治会長立候補者は医学部4年の正会員でなければならぬ。また、立候補者は公治から3日以内に代議員会に届け出なければならぬ。

第4条 公示から選挙までの期間を選挙運動期間とする。代議員会は、選挙運動期間中に立候補者の演説会を開くことができる。

第5条 自治会長選挙は公示から10日以内に行うものとする。自治会長選出は、代議員による無記名投票を行い、立候補者中の最高得票者を当選とする。尚、有効得票数が代議員数の過半数に達しない場合は、その投票は無効となり、新たに投票を行う。

第6条 自治会長立候補者が1名の場合は、代議員による信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって新任する。尚、有効得票数が代議員数の過半数に達しない場合は、その投票は無効となり、新たに投票を行う。

第7条 自治会長立候補者のいない場合は再度公布する。

第8条 選挙運動に不正行為があるとみなされた立候補者は、その資格を失う。尚、その決定は代議員会が行う。

第2章 代議員選出

第9条 代議員の選出においては、その選出母体の過半数の承認を得なければならない。

第10条 代議員は会則第14条に基づき、次のものが選出される。

(1) 医学科、総合薬学科、保健学科の各学年から選出された学年代表者(各1名)

(2) 医学科、総合薬学科、保健学科の各学科から選出された学科代表者(各1名)

第11条 各学科代表者は、医学科4年、総合薬学科3年、保健学科3年の正会員でなければならない。その選出に関しては、上記の各学年がその選出母体であるとし、該当者がいない場合は、上記学年の代表者がそれぞれの学科代表者を兼任する。

第12条 会則19条、20条により新たに代議員の選出の必要があるときは、それが決定した日から3日以内に代議員の選出を行うものとする。

第3章 代議員会運営

第13条 代議員会会議案は、役員会あるいは1名以上の代議員によって、原則として次回代議員会の1週間前までに代議員会議長に提出されなければならない。

第14条 代議員会議案は、代議員会に先立ち、提出理由を含めた議案説明会にかけることができる。

第15条 前条における議案説明会の運営は、代議員会議長が担当する。

第16条 代議員会議長が必要と認めた場合は、当日の議案提出も認める。

第17条 議案審議は、議案説明、意見、賛成・反対討論、議決の順に行われる。

第18条 修正動議は、2名以上の代議員がその旨を意思表示すれば、議案として検討の対象とする。

第19条 賛成・反対が過半数を超えない保留多数の場合は審議継続とする。

第4章 入会金

第20条 会則第34条により、医学科の会員については10,000円を、総合薬学科及び保健学科の会員については6,000円を、入会金として納付しなければならない。

○広島大学医学部自治会運動部および文化部細則

- 第 1 条 本細則は、広島大学医学部自治会会則第 32 条の規定に基づき、これを定める。
- 第 2 条 クラブ運営局は、局長ならびに局長から任命された局員により構成され、運動部・文化部の円滑な運営を図る。
- 第 3 条 クラブ運営局要は、必要に応じて、部の代表者を招集できる。
- 2.会議を、クラブ代表者会議とする。
- 3.クラブ代表者会議の議決には、部の代表者の過半数を必要とする。
- 4.部の代表者 3 名の署名があれば、クラブ代表者会議を招集することができる。
- 5.動向お買いの代表者は、クラブ代表者会議に出席して意見を述べることはできるが、議決権を有しない。
- 第 4 条 部は原則として、次の条件を満たすものとする。
- (1) 部員は、医学部の学年中 2 学年以上にわたり構成されていること。
- (2) 部員数は、10 名以上であること。
- (3) 本学部教職員のうちより顧問を委託していること。
- 以上の要件を満たさない部は、各年度の初めに、クラブ運営局によって審査される。
- 第 5 条 部の新設は、同好会からの昇格によるものとする。
- 第 6 条 各部の支部新設・廃止・解散は、クラブ運営局に届け出て、承認を得なければならぬ。
- 第 7 条 運動部・文化部以外に同好会をおく。ただし、同好会は予算請求をすることができない。
- 第 8 条 同好会を新設するときは、所定の様式に次のものを添えて、クラブ運営局に届け出て、承認を得なければならない。
- (1) 会員名簿
- (2) 活動の目的
- (3) その他、同好会の活動内容を明らかにする諸資料
- 第 9 条 同好会が部に昇格を希望するときは、原則として次の条件を満たしたうえで、クラブ運営局の承認を経て、クラブ代表者会議で議決されるものとする。
- (1) 1 年以上活動を続けていること。
- (2) 第 4 条における部としての条件を満たしていること。
- 第 10 条 各部・同好会は、代表者をおく。
- 第 11 条 各部・同好会は、自治会会則、本細則に矛盾しない範囲において、独自の規則を定めることができる。
- 第 12 条 各部・同好会は任意に部員(会員)を募集し、部費(会費)を徴収し得る。
- 第 13 条 各部・同好会は各年度初めに、クラブ運営局に次のものを提出しなければならない。
- (1) 部員名簿(会員名簿)

(2) 活動実績報告書

(3) 決算書

(4) 年間の活動計画および予算案

第 14 条 前条の義務を怠った部は、当該年度の予算請求をすることができない。

第 15 条 西日本医科大学生体育連盟の評議員は、本自治会の正会員のうちより、クラブ運営局が委託する。

第 16 条 本細則の改正はクラブ代表者会議の議決を必要とする。

IV 職員・配置図

- 1 組織及び職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他 1
- 2 震地区建物配置図（掲示板）・・・・・・・・・・・・・・・・その他 4

1 組織及び職員 (平成30年4月1日)

医学科

研究室名	教授	准教授	講師
解剖学及び発生生物学	池上 浩司		
神経生物学	相澤 秀紀		
心臓血管生理医学	吉栖 正生	石田 万里	小久保 博樹
神経生理学	橋本 浩一		竹本 裕美
分子細胞情報学	今泉 和則	金子 雅幸	金本 聡自
生化学	浅野 知一郎	鎌田 秀明	中津 祐介
ウイルス学	坂口 剛正	入江 崇	
神経薬理学	酒井 規雄		田中 茂
免疫学	菅野 雅元		
分子病理学	安井 弥	大上 直秀	仙谷 和弘
病理学	武島 幸男		AMATYA VISHWA JEET
消化器・代謝内科	茶山 一彰	HAYES CLAIR NELSON 伊藤 公訓	三木 大樹
分子内科学	服部 登		藤高 一慶 岩本 博志
精神神経医科学	岡本 泰昌	山下 英尚	岡田 剛
外科学	末田 泰二郎	村上 義昭	上村 健一郎
脳神経外科学	栗栖 薫	飯田 幸治	
整形外科	安達 伸生	久保 忠彦	
皮膚科学	秀 道広	田中 暁生	
腎泌尿器学	松原 昭郎	亭島 淳	
視覚病態学	木内 良明	近間 泰一郎 高 知愛	
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	竹野 幸夫		
産科婦人科学	工藤 美樹		
法医学	長尾 正崇	奈女良 昭	
脳神経内科学	丸山 博文	細見 直永	
小児科学	小林 正夫		岡田 賢
消化器・移植外科学	大段 秀樹	田邊 和照 田中 友加	
放射線診断学	栗井 和夫	馬場 康貴	
放射線腫瘍学	永田 靖		村上 祐司
麻酔蘇生科	河本 昌志	濱田 宏	
循環器内科学	木原 康樹	山本 秀也 中野 由紀子	
救急集中治療医学	志馬 伸朗	大下 慎一郎	
疫学・疾病制御学	田中 純子		
公衆衛生学	烏帽子田 彰		
			※Paul Kirk

病院

(H30.4.1現在)

分野名	診療科名	教授	准教授	講師
医系総合診療科	総合内科・総合診療科	田妻 進	菅野 啓司	岸川 暢介
	感染症科	大毛 宏喜		
脳・神経・精神診療科	脳神経内科			高橋 哲也 越智 一秀
	脳神経外科			山崎 文之 坂本 繁幸
	精神科			町野 彰彦
	脊椎・脊髄外科		中西 一義	
感覚器・頭頸部診療科	眼科			原田 陽介 竹中 丈二
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科			工田 昌也 石野 岳志
呼吸器診療科	呼吸器内科			
	呼吸器外科			
循環器診療科	循環器内科			栗栖 智 高橋 信也
	心臓血管外科			
消化器診療科	消化器・代謝内科			岡 志郎 相方 浩 今村 道雄
	消化器外科			濱井 洋一
	移植外科			惠木 浩之
内分泌代謝診療科	内分泌・糖尿病内科			沖 健司
	乳腺外科			
造血器診療科	血液内科			三原 圭一朗
	小児血液腫瘍科			川口 浩史
皮膚・運動器診療科	皮膚科			河合 幹雄
	整形外科			中前 敦雄
	形成外科	横田 和典		
	麻酔科			讃岐 美智義
泌尿・生殖器診療科	リウマチ・膠原病科	杉山 英二		平田 信太郎
	腎臓内科	正木 崇生		
放射線診療科	泌尿器科			井上 省吾
	産科婦人科			
	放射線診断科			立神 史稔
成育診療科	放射線治療科			木村 智樹
	新生児・小児科			
	小児外科			
救急診療科	産科婦人科			
化学療法診療科	救急科			
	がん化学療法科	杉山 一彦		
	検査部		横崎 典哉	
	手術部		仁井内 浩	佐伯 昇
	放射線部			飯田 慎
	輸血部		藤井 輝久	
	高度救命救急センター			津村 龍
	病理診断科	有廣 光司		
	集中治療部			細川 康二
	リハビリテーション科	木村 浩彰		
	周産母子センター			上田 祐華
	内視鏡診療科	田中 信治		
	未来医療センター			亀井 直輔
				味八木 茂
	国際リンパ浮腫治療センター	光嶋 勲		
	医療情報部		津久間 秀彦	
	医療安全管理部			宮本 真太郎
				渡谷 祐介
	総合医療研究推進センター	梅本 誠治	黒崎 達也	川野 伶緒
				中原 隆志
	薬剤部	松尾 裕彰		

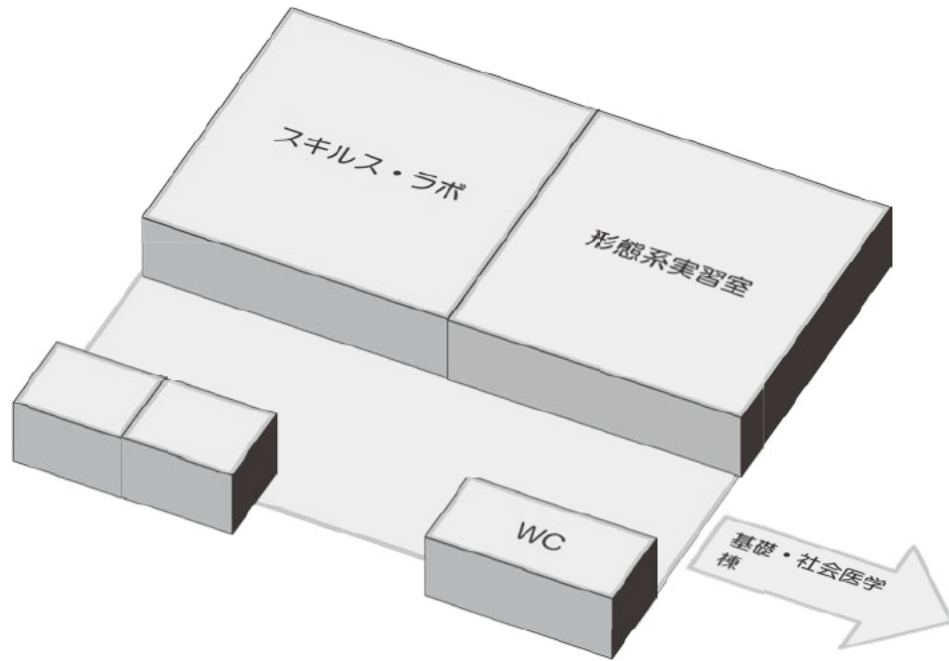
保健学科

(H30.4.1現在)

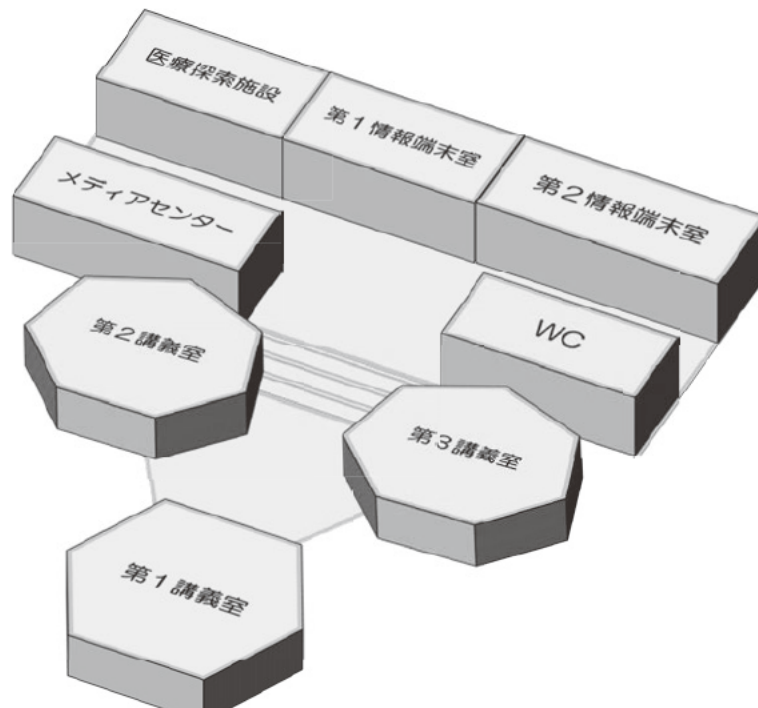
	研究室名	教 授	准 教 授	講 師
看護学	健康開発学	小林 敏生		
	健康情報学	梯 正之		
	基礎看護開発学	折山 早苗		恒松 美輪子
	助産・母性看護開発学	大平 光子	小澤 未緒	藤本 紗央里
	成人看護開発学	森山 美知子		
	小児看護開発学	祖父江 育子		竹中 和子
	精神保健看護開発学	國生 拓子		
	成人健康学	片岡 健		二井谷 真由美
	地域・在宅看護開発学	中谷 久恵		大谷 美樹
	地域・学校看護開発学	川崎 裕美		
老年・がん看護開発学	宮下 美香			
理学療法学	スポーツリハビリテーション学	浦邊 幸夫		前田 慶明
	生体構造学			
	生体運動・動作解析学	新小田 幸一		高橋 真
	生体機能解析制御学	濱田 泰伸	関川 清一	
	生態環境適応科学	弓削 類		
	運動器機能医科学	浦川 将		藤田 直人
作業療法学	生理機能情報科学	松川 寛二		
	作業行動探索科学	宮口 英樹		石附 智奈美
	身体・生活機能制御科学	桐本 光		
	精神機能制御科学	岡村 仁		金子 史子
	上肢機能解析制御科学	砂川 融		車谷 洋
	老年・地域作業機能制御科学	花岡 秀明		

基礎講義棟 各階案内図

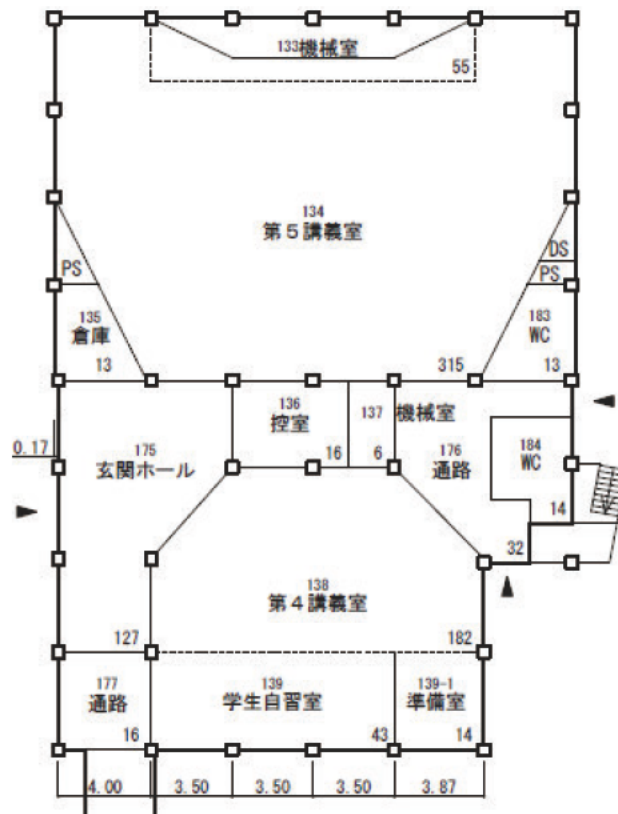
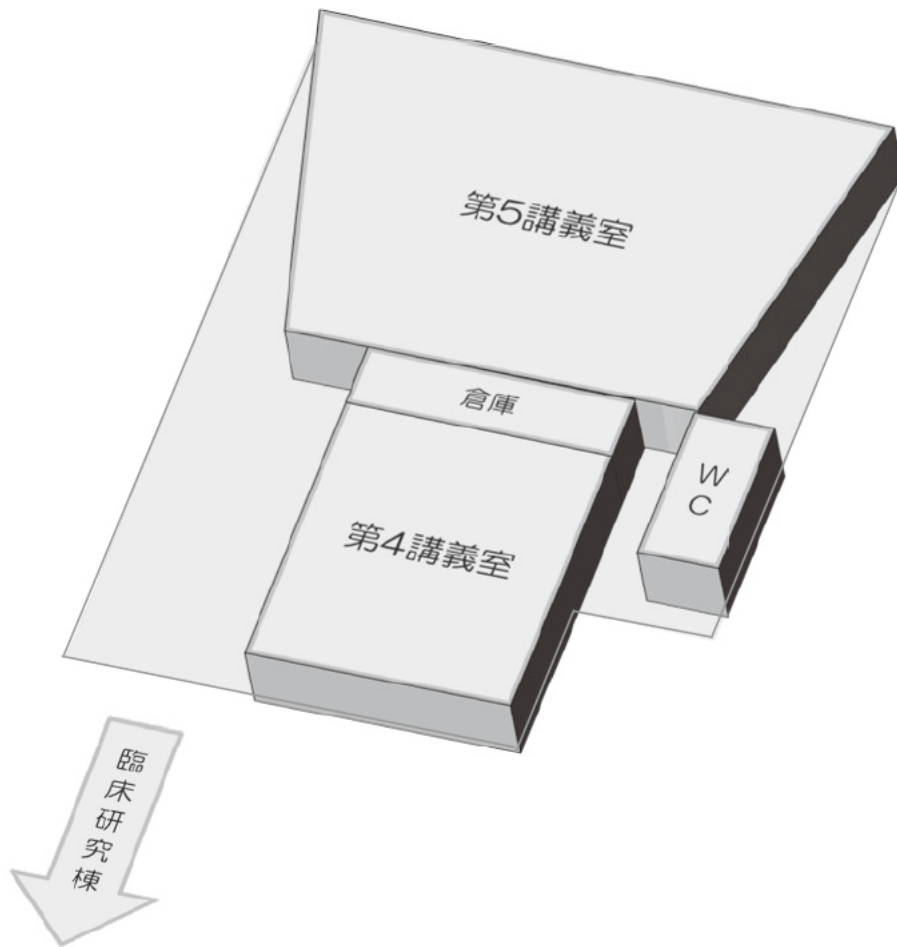
2F



1F



臨床講義棟 各階案内図



基礎・社会医学棟・総合研究棟 各階案内図

9F		
8F	神経薬理学、法医学	
7F	公衆衛生学、疫学・疾病制御学	
6F	ウイルス学	
5F	神経生理学	
4F	分子病理学、病理学	
3F	解剖学及び発生生物学、神経生物学	地域医療システム学 医学教育センター
2F	チュートリアル室	第2実習室
1F	学生支援室・国際室 学生ロッカー（1～4年生）	第1実習室

8F	
7F	心臓血管生理医学、免疫学
6F	分子細胞情報学、医化学
5F	
4F	
3F	
2F	
1F	

臨床研究棟・中央研究棟 各階案内図

4F	視覚病態学
3F	麻酔蘇生学、救急集中治療医学、腎泌尿器学
2F	分子内科学、腎臓内科
1F	脳神経内科学、小児科学、皮膚科学

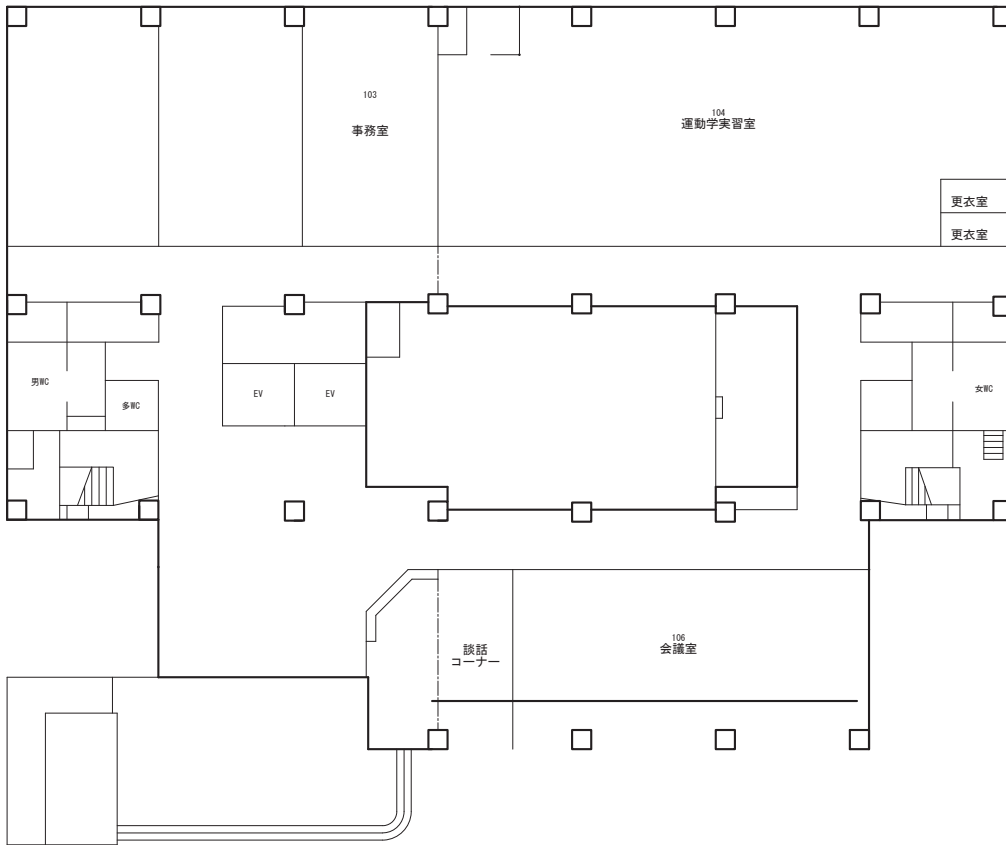
	9F
8F	精神神経医学、緩和ケアチーム
7F	消化器・移植外科学
6F	脳神経外科学
5F	整形外科学
4F	循環器内科学
3F	産婦人科学、放射線腫瘍学、病理診断科
2F	外科学
1F	

研究棟A 各階案内図

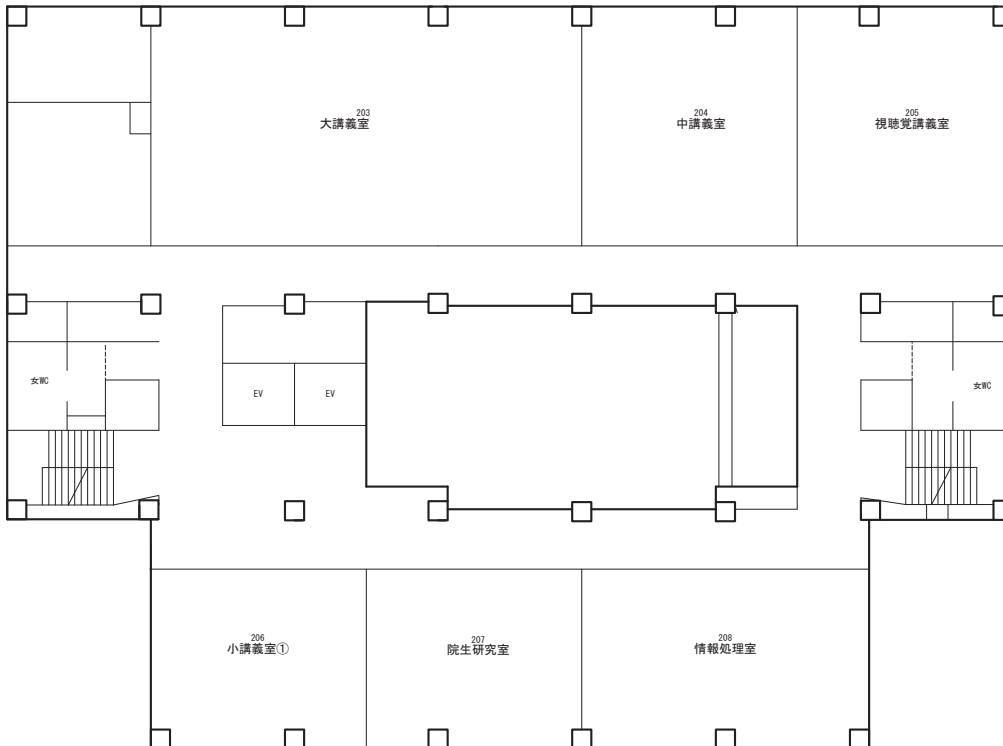


9F	
8F	
7F	
6F	
5F	
4F	
3F	
2F	消化器・代謝内科学
1F	放射線診断科、耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学

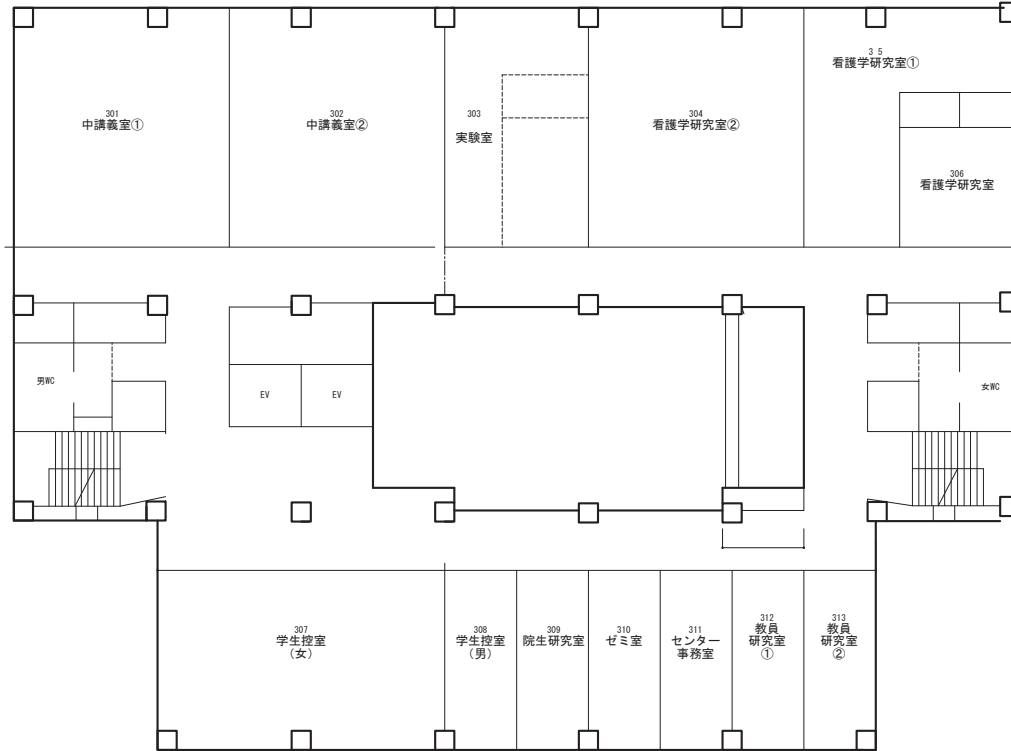
保健学科棟



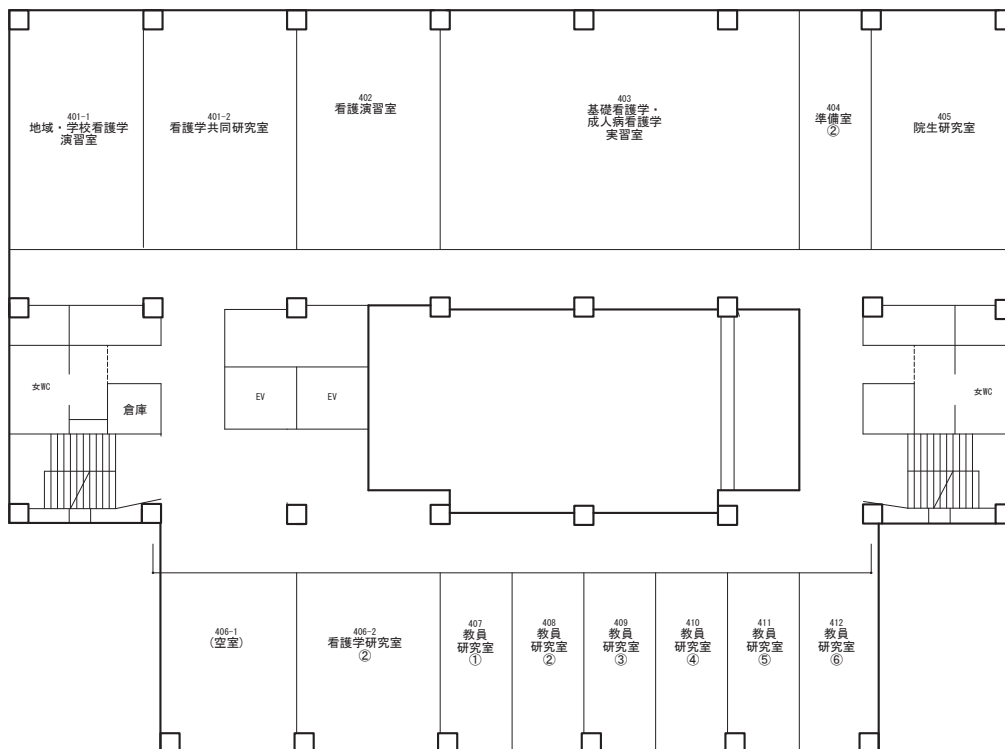
1 階



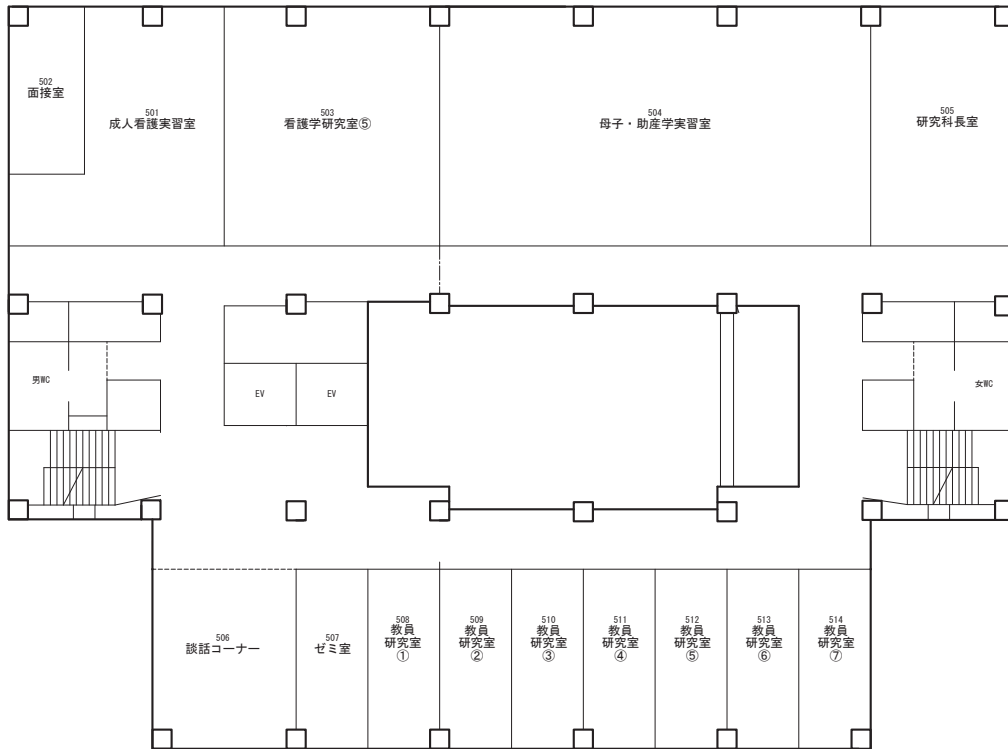
2 階



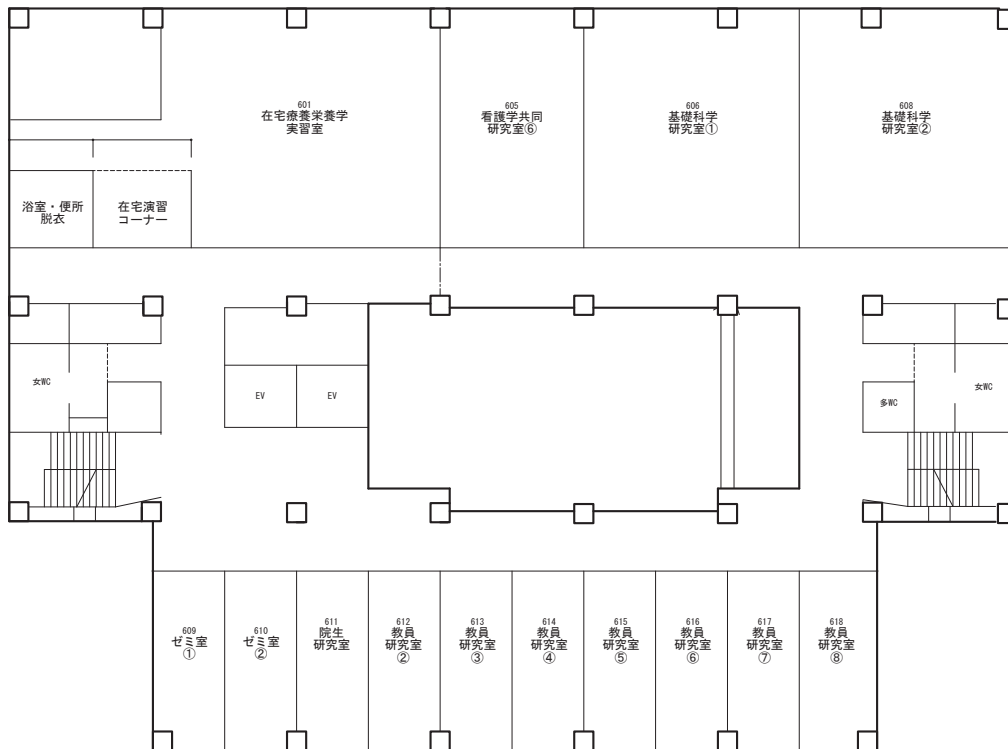
3 階



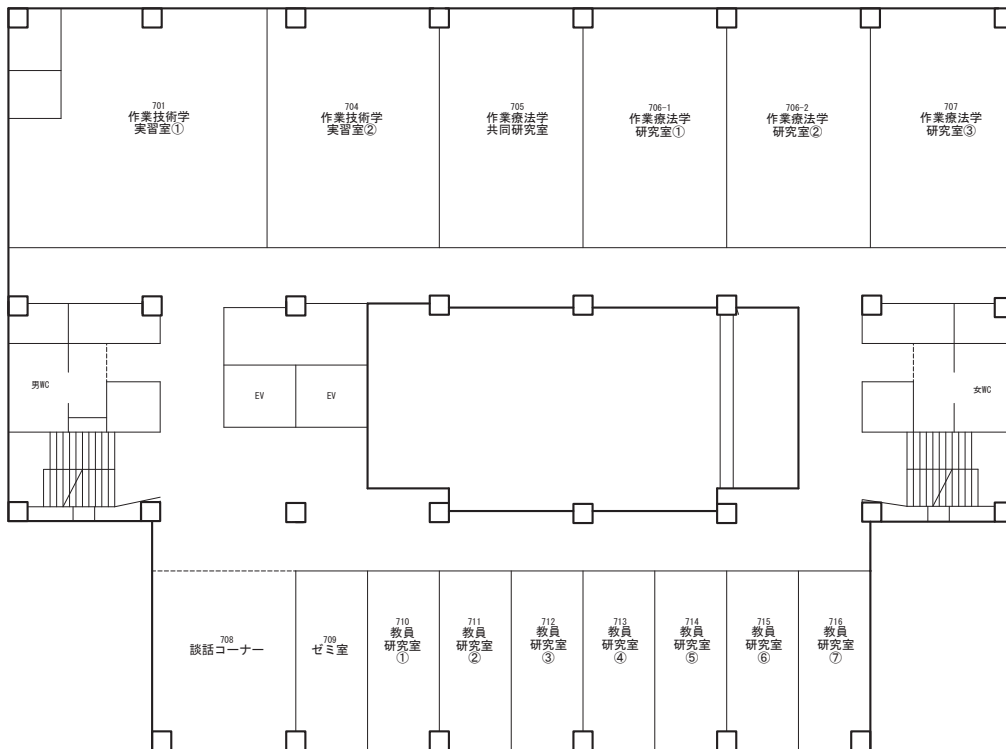
4 階



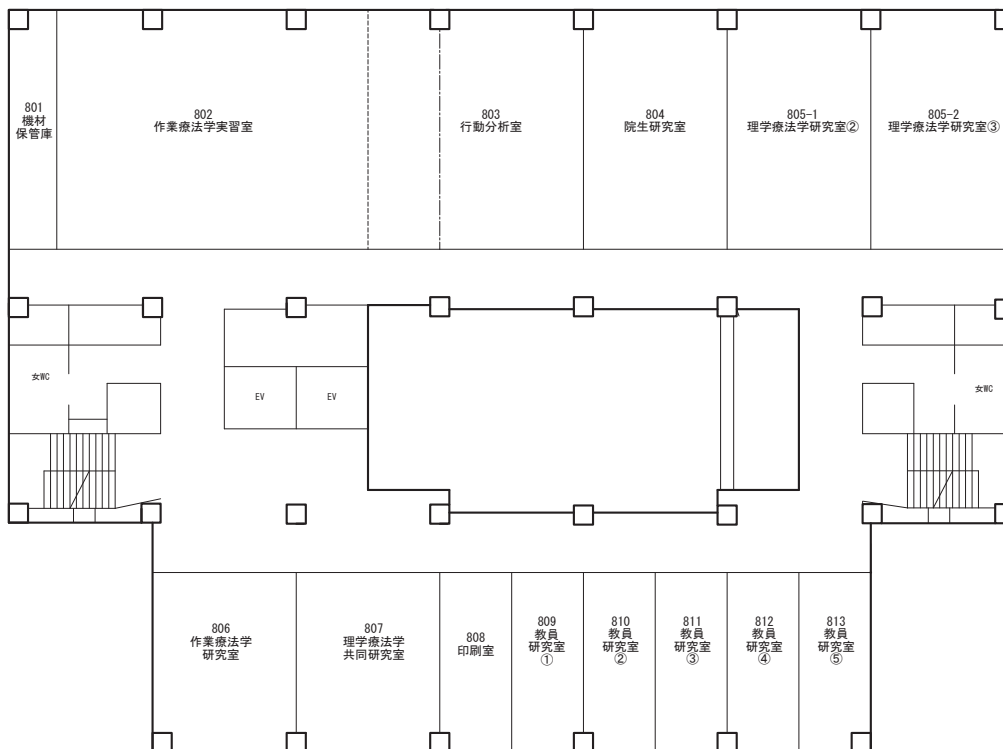
5 階



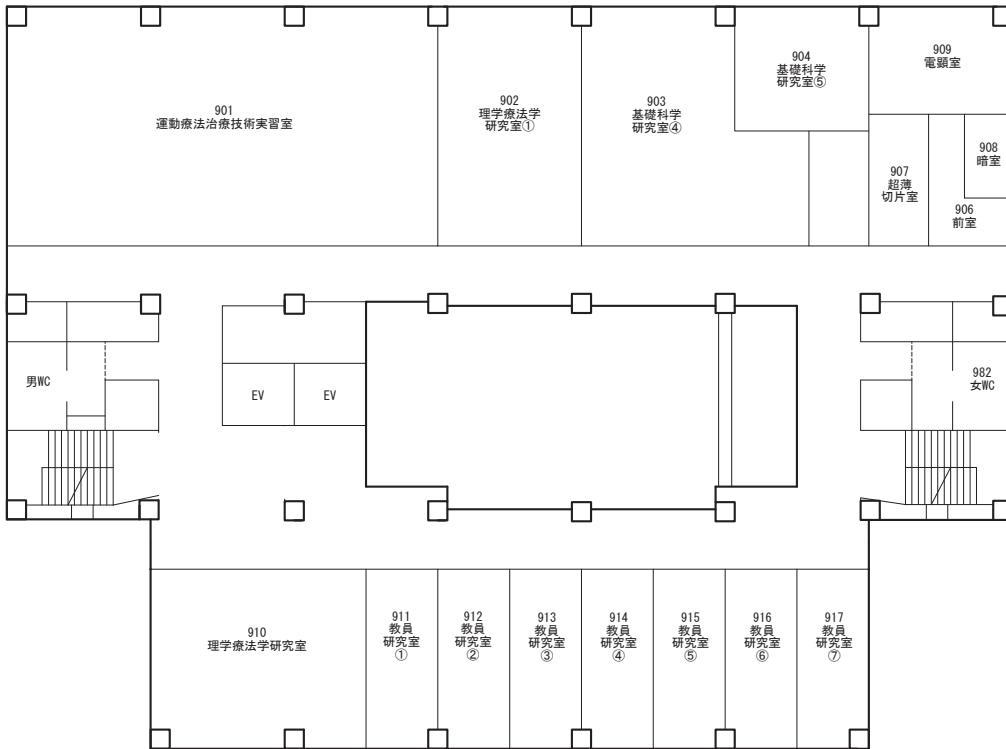
6 階



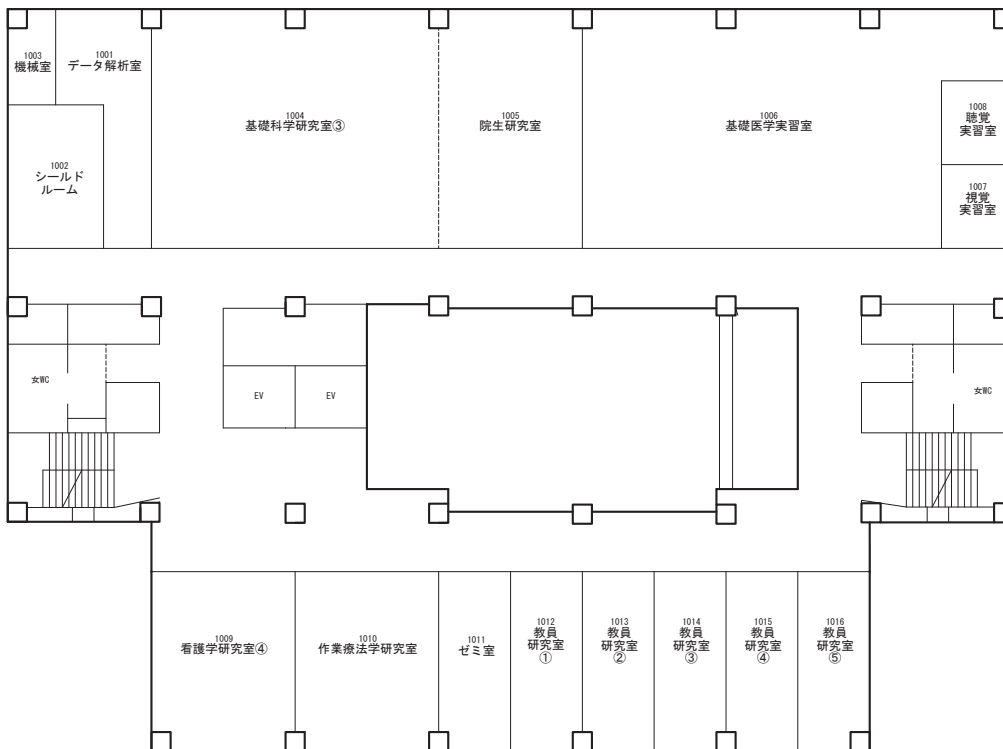
7 階



8 階



9 階



10 階